

国立研究開発法人国立環境研究所中長期計画

(令和8年度～令和12年度)

令和8年3月

国立研究開発法人国立環境研究所

国立研究開発法人国立環境研究所の中長期目標を 達成するための計画(中長期計画)

まえがき	3
第1 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項	
1. 環境研究に関する業務	5
(1) 重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の推進	
① 脱炭素、資源循環、自然再興の早期実現に向けてシステムチェンジを加速する研究プログラム	
② 自然を活用した解決策(NbS)の実装と展開に向けた研究プログラム	
③ 水・大気・土壌などの媒体を横断する環境汚染に伴う人や生態系への新たな脅威の包括的把握・解決を目指す研究プログラム	
(2) 環境研究分野それぞれを中核とした研究・技術開発の戦略的推進	
ア. 各分野における研究・技術開発の戦略的推進	
① 気候変動分野	
② 資源循環分野	
③ 自然共生分野	
④ 安全確保分野	
⑤ 地域協働/社会協働分野	
イ. 知的研究基盤の整備に関する取組	
① モニタリングに関する取組	
② データベース・情報ツールに関する取組	
③ 計測標準化に関する取組	
④ 試料保存・提供に関する取組	
(3) 国の計画に基づき中長期計画期間を超えて実施する大型事業の着実な推進	
① 衛星観測に関する事業	
② エコチル調査に関する事業	
(4) 国内外機関との連携の強化及び政策貢献を含む社会実装の推進	
① 中核的研究機関としての国内外機関及び関係主体との連携の組織的推進	
② 成果の社会還元及び社会実装	
③ データ連携を通じた環境研究の推進及び成果の普及	
2. 環境情報の収集、整理及び提供等に関する業務	16
(1) 環境情報の収集、整理及び提供	
(2) 広報・アウトリーチ活動	
3. 気候変動適応に関する業務	16
(1) 気候変動適応推進に関する技術的援助	
① 情報基盤の整備・運用	
② 地方公共団体等各主体に対する技術的援助	
③ 国際的な連携・協力	
(2) 気候変動適応に関する調査研究・技術開発業務	
① 気候変動適応プロジェクト型研究	
② 気候変動適応分野における科学的知見の創出等の推進	
第2 業務運営の効率化に関する事項	
1. 業務改善の取組に関する事項	19
(1) 経費の合理化・効率化	

(2)人件費管理の適正化	
(3)調達等の合理化	
2. 業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)に関する事項	19
第3 財務内容の改善に関する事項	19
(1)バランスの取れた収入の確保	
(2)保有財産の処分等	
第4 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画	20
1. 予算 別表1	
2. 収支計画 別表2	
3. 資金計画 別表3	
第5 短期借入金の限度額	20
第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	21
第7 前項に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	21
第8 剰余金の使途	21
第9 その他の業務運営に関する重要事項	
1. 内部統制の推進	21
(1)内部統制に係る体制の整備	
(2)コンプライアンスの推進	
(3)研究セキュリティ・研究インテグリティの確保	
(4)情報セキュリティ対策等の推進	
① 情報セキュリティ対策の推進	
② 個人情報等の管理体制の整備	
(5)PDCAサイクルの徹底	
(6)リスク対応のための取組の推進	
2. 人事の最適化	22
(1)優れた人材の確保	
(2)若手研究者等の能力の活用	
(3)企画・運営部門(管理部門)の能力向上	
(4)適切な職務業績評価の実施	
3. 施設・設備の整備及び管理運用	23
4. 安全衛生管理の充実	24
(1)職員の健康保持増進	
(2)危機管理体制の充実	
5. 業務における環境配慮等	24
6. 積立金の処分に関する事項	25
別表1: 予算	
別表2: 収支計画	
別表3: 資金計画	
参考: 国立研究開発法人国立環境研究所の達成すべき業務運営に関する目標(中長期目標)	

国立研究開発法人国立環境研究所の中長期目標を 達成するための計画(中長期計画)

独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 35 条の 5 第 1 項の規定に基づき、国立研究開発法人国立環境研究所の令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間における中長期目標を達成するための計画(以下「中長期計画」という。)を以下のとおり定める。

まえがき

国立研究開発法人国立環境研究所(以下「国環研」という。)は、昭和 49 年の発足以来、環境の保全に関する科学的知見を得、及び環境の保全に関する知識の普及を図る目的を持って、環境基本計画、科学技術・イノベーション基本計画などに示された幅広い環境研究に取り組み、国環研の「憲章」に示す「今も未来も人びとが健やかに暮らせる環境をまもりはぐくむための研究」によって広く行政や社会に貢献してきた。近年は、福島地域協働研究拠点や琵琶湖分室といった地方拠点を整備して地域との連携・協働等を進めるほか、気候変動適応センターを設置し、適応に関する情報基盤の中核としての役割を担うとともに、地方公共団体等に対する技術的助言に取り組んでいる。

現在、人類は気候変動、生物多様性の損失、汚染という 3 つの深刻かつ世界的な危機に直面しており、我が国においては少子高齢化、経済の停滞・産業の空洞化など社会的状況の厳しさも増すなか、現状の経済社会システムの延長線上での対応ではない新たな社会への転換が不可避となっている。第六次環境基本計画(令和 6 年 5 月 21 日閣議決定)とそれに基づく環境研究・環境技術開発の推進戦略(令和 6 年 8 月 23 日環境大臣決定)では、これらに対応するため、環境・経済・社会の統合的向上に向けた高度化を図り、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる、持続可能な社会としての「循環共生型社会」(環境・生命文明社会)を目指すこととしている。

これら目指す社会の実現には、以下のような環境問題の現状把握から、影響の評価、問題の同定・解決・緩和・適応のための具体的方策の提示及び環境技術の社会実装まで、環境科学分野全体を俯瞰した総合的な取組が求められる。

- 分野横断的かつ統合的な研究開発の推進により、環境的側面のみならず、経済・社会の側面においても健全で持続的な経済社会システムの実現に貢献する。
- 公害・汚染対策や環境保健などの「不変の原点」から新たな環境課題の対応まで、環境研究分野それぞれを中核とした研究により、現在の問題の根源や機構の解明に貢献する調査研究を戦略的に推進する。併せて、温室効果ガス観測技術衛星シリーズやエコチル調査、地球・地域環境のモニタリングや環境試料の保存等の環境情報の収集・保存等にも着実に取り組む。
- 行動につながる環境科学の実践に資する取組により、環境問題の解決にとどまらない、地方創生や産業の国際競争力・経済安全保障の強化も含む持続可能な社会への転換へ貢献する、研究成果の社会実装を推進する。
- 環境科学におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)の一環として、環境研究共創拠点等を活用した統合的・先端的なデータ駆動型の研究を進めるとともに、国環研が有するものも含め、環境情報・データのユーザビリティ向上やオープンデータ化等に関する取組も推進する。

これらを踏まえ、中長期目標にも示されているとおり、国環研の第 6 期中長期計画期間においては、以下をミッションとして業務を推進する。

- ① 重点的に取り組むべき課題への分野横断的・統合的な研究活動の推進
- ② 環境研究の各分野を中核とした研究・技術開発の着実な推進
- ③ 研究成果の実装、社会転換の強化・推進

- ④ 環境データを活用した環境研究の推進
- ⑤ 国の計画に沿った大型事業及び気候変動適応に関する業務の着実な実施
- ⑥ 環境情報の収集、整理及び提供等に関する業務の着実な実施

第1 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

第6期中長期計画期間においては、「国立研究開発法人国立環境研究所法」(平成11年法律第216号。以下「国環研法」という。)第11条に規定される国環研の主要な業務である「環境研究に関する業務」、「環境情報の収集、整理及び提供等に関する業務」及び「気候変動適応に関する業務」を一定の事業等のまとまりと捉え、計画を策定する。

1. 環境研究に関する業務

環境研究に関する業務については、第6期中長期計画期間においては、以下の事項に取り組むものとする。

- (1) 重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の推進
- (2) 環境研究分野それぞれを中核とした研究・技術開発の戦略的推進
- (3) 国の計画に基づき中長期計画期間を超えて実施する大型事業の着実な推進
- (4) 国内外機関との連携の強化及び政策貢献を含む社会実装の推進

(1) 重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の推進

第六次環境基本計画が提示する環境・経済・社会の統合的向上を目指す持続可能な「循環共生型社会」の具体化・実現において、科学的側面からの課題解決を先導的に推進するべく統合型研究プログラムを設定し、(2)の取組と密な連携のもとで、統合的な観点での研究開発を推進する。

なお、研究活動の進捗状況や国内外の環境面、経済面、社会面での情勢の変化に応じて、中長期計画期間中に実施内容を見直し又は追加する場合がある。

① 脱炭素、資源循環、自然再興の早期実現に向けてシステムチェンジを加速する研究プログラム

将来世代を環境的脅威から守り、人々のウェルビーイングが高まる社会を作るために、脱炭素・資源循環・自然再興を早期実現することの意義や必要性を明らかにする。その上で、実現の要となるシステムチェンジの同定と加速化手段の提案に多角的に取り組む、システムチェンジの社会実装を促進する科学的基盤を構築する。

この達成に向けて、脱炭素、資源循環、自然再興の早期実現の概念設計と計測手法の開発、マクロ・メソ・ミクロ的視点からのシステムチェンジの加速化手段の開発を行う。

具体的には、概念設計と計測手法の開発については、自然資本を含めた将来の社会像の提示に向けた自然資本の評価軸を脱炭素、資源循環、自然再興の早期実現の価値と効果を評価する枠組みへ組み込み、現状の理解と進捗評価のための自然資本を中心とした指標群の開発と将来の社会像に応じた国内における指標の目標値の規定、国・地域間比較、対策・制度の構造分析、国内における事例研究を通じた日本のシステムチェンジを加速する手法論の開発に取り組む。システムチェンジの加速化手段開発のうちマクロ的視点からのアプローチについては、世界全体を対象に、脱炭素・資源循環・自然再興の施策間の相反性を抑えつつ国際目標を実現する経路群を示すとともに、施策の遅延や相反の影響・負担の地域偏在性を明確化し、早期対策の有効性を定量的・定性的に評価する。また、日本に焦点を当て、自然再興との競合を回避し、資源循環の促進と両立させながら脱炭素を実現するための削減経路、技術・施策や、脱炭素に向けたシステムチェンジを加速させる確度を高める主要技術および制度の対応計画を示す。メソ・ミクロ的視点については、生産者と消費者の双方に着目し、社会を支える財・サービス(素材・エネルギー・移動・ヘルスケアなど)を対象に将来の供給構造と転換経路を具体化し、加速的な構造転換に向けた潜在的障壁と克服策を特定する取組と、人々の生活・消費における環境配慮行動の障壁を特定するとともに環境負荷が高く特徴的な行動を対象として加速的な行動変容が生じるメカニズムを解明し、

行動変容を効果的に促す介入政策・施策を評価する取組を行い、システムチェンジの加速化手段の開発を目指す。

② 自然を活用した解決策(NbS)の実装と展開に向けた研究プログラム

自然を活用した解決策(Nature-based Solutions)の有効性を科学的に検証し、社会制度や技術を統合して地域社会に実装するための研究拠点を形成し、持続的でレジリエントな社会基盤の構築に貢献する研究と社会実装を推進する。

この達成に向けて、新たな NbS 技術や社会資本整備の選択肢を提示するとともに、地域の特性を踏まえた NbS の科学的基盤構築とその計画・実装への体系化を図る。また、モデル地域における地域実装を進めるとともに、広域展開を可能にするメカニズムの研究を進め、国環研を中核とする NbS 研究拠点の形成と科学的根拠に基づく NbS の普及にも取り組む。

具体的には、生態系が有する機能を定量的に把握し、機能を向上させる技術を開発するとともに、それらを計画・管理に組み込むための科学的知見を体系化する。また、自然の特性理解に基づく NbS を地域・流域スケールで実装するための体制や情報基盤のあり方を実践的に示し、気候変動と人口減少が進む将来における社会基盤整備の新たな選択肢を提示する。計画・制度・政策の観点からの活用方策の提示については、効果的な NbS の導入を促進または阻害する社会的・制度的要因を明らかにし、社会資本整備等に関わる既存政策を踏まえた制度スキームを提案する。また、企業等による自然資本を考慮した活動の推進に資する評価指標・ツールの開発を進め、社会全体で自然資本の維持・回復に取り組む枠組みの構築を図る。地域実装に関しては、モデル地域を設定し、産官学民の協働による NbS の戦略的な計画策定や検証を通して、社会実装のあり方を示すとともに、災害からの復旧・復興期に着目し、生態系の連結性を考慮した計画など自然再生型アプローチの適用可能性を検証する。あわせて、NbS を支える資金メカニズムの検討や自然と健康の関係性に関する分析を進めることで、モデル地域にとどまらない NbS の社会実装の広域展開を後押しする。また、これらの取組を通じて、国立環境研究所を中核とした NbS 研究拠点を形成し、国内外の学術機関・行政機関・企業等とのネットワークを強化するとともに、科学的根拠に基づく NbS の普及を主導し、地域社会の持続性とレジリエンス向上に資する政策・施策への貢献を目指す。

③ 水・大気・土壌などの媒体を横断する環境汚染に伴う人や生態系への新たな脅威の包括的把握・解決を目指す研究プログラム

人間活動によって引き起こされた未知・未規制物質を含むパーフルオロもしくはポリフルオロアルキル化合物(PFAS)ほか残留性・移動性の高い媒体横断物質・プラスチック、その添加剤・薬剤耐性菌及び抗微生物剤の 3 つの新たな脅威となる環境汚染問題に対して、発生源・排出解析、多媒体横断動態解析、影響解析を同時に行い、ワンヘルスの観点から、人間の健康と生態系の健全性の向上に資する研究を行うことにより、レギュラトリーサイエンスの推進に貢献する。

この達成に向けて、PFAS、プラスチック、AMR それぞれについて実態調査等に基づく全体プロセス把握、環境動態予測及びリスク評価、評価指標の提案を行うとともに、課題に対する対策技術の提言や統合モデルの構築及びシナリオ分析結果を提示する取組を行う。

具体的には、残留性・移動性・毒性が高く PFAS に代表される水・大気・土壌の各媒体を横断する複雑な化学物質群について、資源循環、安全確保の両面から環境動態及び人や生物へのリスクを把握し、課題解決のための評価指標や対策手法を提案する。同様に資源循環と安全確保が統合的に把握・対策が必要なプラスチックと添加剤等については、ライフサイクルを俯瞰したフロー・ストック及び環境リスクの現状理解と将来予測を実施し、課題解決のための評価指標や対策手法を提案する。自然共生と安全確保の

統合的な把握・対策が必要な抗菌剤・抗生物質とこれに起因するAMRについては、人工圏での抗菌剤等の排出と処理やAMRの生成、環境圏での拡散、人(や生物)へのリスクを把握し、課題解決のための評価指標や対策手法を提案する。

これらの成果により、PFASを代表とする媒体横断化学物質、プラスチックの微細粒子や添加剤、AMRや殺生物剤などによって生じている人の健康と生態系への脅威の程度を適切に把握し、対策の優先順位付けや選択肢の比較が可能な形で脅威低減のための処方箋を提案することで、健全な生活と生態系を実現するための実効的な意思決定を支える道筋を示すことができる。

(2) 環境研究分野それぞれを中核とした研究・技術開発の戦略的推進

環境省の政策体系や推進戦略の領域も踏まえつつ、環境研究の柱となる4つの分野と、地域社会の関係主体と協働してより統合的・実践的な取組を推進する分野を設定し、第5期中長期計画期間での戦略的研究プログラムと基礎・基盤を担う研究分野での取組を進展させつつ、各分野を中核とした研究・技術開発を戦略的に推進する。なお、環境計測、観測手法の高度化等の先端的な計測研究は、各分野の研究と一体的に推進し、環境計測の精度管理等に関する共通・基盤的な計測業務、人間社会システムを中心に据えた一連の研究(社会システム研究)や災害・事故に伴う環境問題への対応に貢献する研究・技術開発(災害環境研究)は分野横断的に推進する。

それぞれの分野では、今後起こりうる環境問題に対応するための先見的・先端的な学術基礎研究と、研究所の研究能力の維持向上を図るための創発的・独創的な萌芽的研究を推進する「先見的・先端的な基礎研究」を設定する。また、随時生じる環境政策上の必要性の高い課題に対応する「政策対応研究」とともに、研究分野それぞれの重要課題に関して統合的・実践的な取組を指向する「プロジェクト型研究」を設定し、分野間の連携や(1)の取組との相互連携も活用しつつ、創造的・先端的な科学の探究を基礎とする研究から実践的研究、社会実装に関わる事業的取組に至るまで幅広い段階を含む取組を体系的に実施する。

これらに加えて、今後も我が国が環境科学分野における牽引役となりうるよう、分野横断的に、環境科学に関する知的研究基盤の整備を推進する。

なお、気候変動適応に関する研究は、3. 気候変動適応に関する業務の中で実施し、評価する。

ア. 各分野における研究・技術開発の戦略的推進

① 気候変動分野

気候変動の緩和及び地球規模汚染の改善に資する研究を行い、世界の気候変動に関する政策決定に必要な科学的基盤を提供し、地球の大気質を改善し気候を安定化させる1.5°C目標の実現に貢献することを目指す。

この達成に向けて、地球環境変動に関する現象と要因の解明、統合的な観測及び監視、モデルによる再現及び予測並びに緩和策の効果検証に取り組む。特に、気候変動の緩和及び大気質の改善に資する温室効果ガス(GHG)・短寿命気候強制因子(SLCF)について、多種多様な排出源や複雑に絡み合う気候影響の理解を深め、脱炭素化に向けて迅速にGHG及びSLCF年間排出量を把握するとともに、排出量削減効果の検証のため、GHG-SLCF連携観測、化学気候モデリング、観測・モデル連携を強化する。

具体的には、アジア・太平洋地域及び日本国内の首都圏等において、地上・航空機・船舶等のプラットフォームを用いた野外観測を推進するとともに、観測データをもとに排出量を推計する逆解析モデル(トップダウン手法)の開発を進める。特に、現場観測データと衛星観測データを複合的・統合的に利用することで逆解析手法を高度化する。GHG及びSLCFについて、社会経済統計に基づく排出インベントリ(ボトムアップ手法)を比較・評価する統合評価の事例を増やすことで、排出インベントリの正確性を増し、気候変

動対策の根拠になる国レベルでのインベントリの信頼性を向上させ、様々なステークホルダーに対して科学及び政策決定プロセスの透明性を向上させる。また、最先端の排出量、気候・化学スキームを取り入れて高度化されたモデルを用いて気候及び大気質のシミュレーションを実施して、気候変動及び地球規模汚染の状況や緩和策に関する分析を行う。

これらの成果により、グローバルな観点のみならず、地域的な観点でも GHG 及び SLCF の収支や気候影響・大気質影響の理解をさらに深め、アジア太平洋地域の特徴的な知見を Global Carbon Budget、IPCC 第 7 次統合評価報告書等の国際報告書に提供するほか、グローバルストックテイク、世界気象機関、北極評議会等、国際的な活動やフレームワークへの貢献も目指す。

② 資源循環分野

システム研究、リスク研究、技術開発研究の 3 つの専門分野の視点から、資源循環システムの包括的分析、資源循環過程における物質の資源性と有害性の評価、廃棄物処理処分の計画と技術開発に関する研究を実施し、資源循環・廃棄物行政や政策立案を支援する。

この達成に向けて、法制度、計画、ガイドライン等の策定や改正への研究成果の反映とその基盤となるデータ、技術等の整備開発に関する取組を進める。

具体的には、システム研究については、循環型社会とサーキュラーエコノミーへのさらなる推進に向けた評価と分析を行い、より高度かつ合理的な資源循環政策体系・制度を提案する。また、人口減少、高齢化、単身世帯化などの人口動態の変化や、脱炭素社会への転換、災害リスクの増加などの社会の潮流のもとで、将来危ぶまれる廃棄物処理サービスの非持続性を解消し、目指すべき持続的かつ高度な廃棄物処理のシステムおよび技術を提案する。リスク研究については、ストックホルム条約対象の新規及び候補物質について、ライフサイクル静脈側に特化した分析法体制を構築し、製品・循環資源中含有量や再資源化に伴う環境排出、分解・除去の実態やメカニズム等の解明に資する取組や、国際条約の制定・運用と国内外の削減目標の設定・達成に資するために国内外の関係主体と協調・連携してマイクロ・ナノプラスチックの実態把握・測定・安全性評価に関わる手法の開発と調和化に関する取組を推進する。技術開発研究については、一般廃棄物処理における主要な最終生成物である焼却灰や溶融処理物に含まれる金属の由来の探索と資源性評価を行うとともに、汚染土壌から地下水への有害金属等の移行リスクに対する合理的な試験評価法及び基準値設定手法を開発する。また、再資源化が困難な循環忌避物質や、既存の埋立地における対応が困難な POPs 含有廃棄物等の埋立忌避物質を合理的かつ長期的に環境に配慮した安全な方法で処分・隔離するための技術や基準、規制強化の方針を示す。

これらに加えて、有害化学物質の存在や海洋プラスチック排出といった資源循環の拡充とそれによる脱炭素実現への貢献を阻む障壁を克服する、資源循環に関わる制度設計、革新的技術、技術システムの最適化に向けた取組も推進し、制度・技術・技術システムの観点から、脱炭素化に資する資源循環の拡充実現のための対応方策の組合せの選択肢を整理、提示する。

これらの成果により、廃棄物管理・資源循環政策において既に顕在化している喫緊の課題解決、および将来生じる恐れのある諸問題の未然防止によって持続的なシステムの維持、転換を行うための科学的根拠に基づく知見を集積するとともに、環境省、地方自治体、国際機関等における政策の立案、実施、評価、見直しの各段階に提供し、実装することを目指す。

③ 自然共生分野

野生生物の保全と管理、外来生物等による影響の評価と対策及び環境変動による生態系影響の解明と保全に関する研究を進め、生態系の健全性の回復に資する政策提言を行い、自然再興の実現、ヒトと自然との共存及び持続可能な生態系利用を推進させる。

この達成に向けて、「自然保全・管理システムの構築」と「人と自然のつながり創出」の両面から科学的知見に基づく課題解決策の提示や、人為的攪乱要因が生態系に及ぼす影響に対する統合的理解を深めて複数の課題を同時に解決し得る提言を行うための取組を進める。また、日本における生物多様性評価の拠点化や国際的枠組みに対応した政策形成、全国規模の観測ネットワーク・データ整備を進めるとともに、琵琶湖およびその流入河川を対象に将来の環境変動の影響予測と政策提言に関する取組も行う。

具体的には、「人と自然の関係の適正化」を目標に、音響・画像による観測技術や統計モデルを用いた生態系動態の予測、さらに社会経済調査による人間行動の把握を統合した研究を進め、利用の不均衡是正や野生鳥獣との軋轢緩和など、科学的知見に基づく課題解決策を提示するほか、効果的なゾーニングの提案や意思決定支援プラットフォームの整備を通じて、30by30 やネイチャーポジティブの実現に不可欠な科学的根拠と技術体系の強化を図る。

また、人為的環境攪乱要因の統合的評価の推進として、陸上生態系の重要な生物群であるハナバチ類を対象に、さまざまな人為的攪乱要因が生態系へ及ぼす影響の程度を、相乗効果も含めて評価するとともに、侵略的外来生物に着目し、定着リスク評価、早期発見・防除手法の開発、防除が生態系に与える影響の評価を行う。さらに、環境変動に対する生物の応答メカニズム解明として、野外調査及び操作実験により気温変動下における陸水動物および維管束植物の生理・生態機能の応答、順化、適応メカニズムを明らかにするとともに、得られた知見をもとにした精緻な影響評価と将来予測を行う。

さらに、AP-BON や JBON 等の国内外の生物多様性観測ネットワークにおけるハブ機能を強化し、日本における生物多様性評価の拠点化を推進するとともに、生物多様性の状態評価や生物多様性条約、IPBES 等の国際的枠組みに対応した政策形成に貢献する。また、環境 DNA を活用した全国規模の陸水域生物多様性観測ネットワークや、地方環境研究所等と連携した観測・解析支援を含むキャパシティビルディングの推進による水環境評価に活用可能な全国規模の生物多様性観測データの整備にも取り組む。加えて、琵琶湖及びその流入河川を対象に、魚類を中心とした水生生物の現状分布把握や地理情報を組み合わせたモデル構築をすすめ、将来の環境変動が生物種分布に及ぼす影響を予測する。

これらの成果により、人為的攪乱要因が生態系に及ぼす影響に対する統合的理解を深め、複数の課題を同時に解決し得る提言を行うことで、生物多様性国家戦略の目標達成に貢献するとともに、良好な水環境の保全・管理に関する政策や、特に琵琶湖における研究については滋賀県等への実効性のある政策提言へとつなげる取組を進める。

④ 安全確保分野

未知・未規制の化学物質や、化学物質や微生物等の環境中での複合的な要因による環境汚染に対する安全確保と環境媒体の管理・改善に資するため、化学物質等によるヒト健康・生態系リスクの評価と対策案、大気、水、土壌における物質動態の理解と保全策に関する研究を行い、併せてレギュラトリーサイエンスに係わる研究の推進を図る。

この達成に向けて、環境要因によるヒト健康、生態系への有害影響評価や大気、水、土壌の保全、気候変動緩和に関する取組、環境政策において顕著化している問題への対応に関し、レギュラトリーサイエンス研究の推進による取組を進める。

具体的には、化学物質等の環境要因によるヒト健康、生態系への有害影響を明らかにするため、疫学調査及び野外調査によるリスクの解析、新たな有害影響検出手法の開発や有害性評価手法並びにその原因探索手法の開発を行う。また、化学物質等の排出後の環境動態及びヒトや生物体内での動態を明らかにするための物性解析手法、計測手法並びに数理モデルを開発し、それらの手法を用いて曝露経路及び生物体内での動態の解析を行う。

大気、水、土壌の保全、気候変動緩和に向けて、高頻度観測や実験に基づく汚濁物質（窒素、有害微生

物)等の環境動態・循環の把握と未知の反応機構の解明、生態系やヒト健康への影響評価と予測システムの構築・活用を行う。また、危機対応に向けた有害物質の大気拡散シミュレーション技術の開発、きれいで豊かな海の創出に向けた水域管理手法の開発、安全な水利用・循環に向けた衛生リスクの評価・管理手法の開発を行う。これらを通じ、環境質の保全とヒト健康、生態系におよぼすリスクの低減に貢献する。

また、レギュラトリーサイエンス研究を推進し、化学物質等のリスク評価・管理、大気・水・土壌等の環境管理などの環境政策において顕著化している問題に対応するため、化審法や農取法のリスク評価や環境基準設定の高度化、水俣条約等の国際条約を基盤とする有害元素研究、事故・災害時の化学物質漏洩対策のための実践的研究、国内外での化学物質管理のための健康・生態リスクの可視化・指標化、水道水質研究及び政策対応、大気排出インベントリの構築と大気シミュレーション、琵琶湖の環境保全・管理・再生、自治体で活用可能な沿岸環境・生態系予測システムの開発などを進める。

これらの成果により、化学物質の管理、環境質の保全において顕著化している政策課題に対応するとともに、複合的な要因による環境汚染対策など将来的な課題に対する科学的な根拠の蓄積、検討を行うことで、人々のウェルビーイング実現のための環境質の保全と国内外の化学物質の適切な評価・管理に繋げる。

⑤ 地域協働/社会協働分野

これまでの災害・復興及び持続可能な地域形成に資する研究蓄積を統合・発展させ、分野横断的な課題解決と持続可能性の向上を通じて地域社会への貢献を強く志向する研究を行う。地域の多様な関係主体との協働を基盤とし、実践と理論の両輪で進め、方法論の構築、実践知の整理と理論化した上での提示、さらには協働論の発展を先導する。

この達成に向けて、地域における調査手法や技術に関する実践的研究の展開や、地域協働の理論的深化と汎用化、計画策定や政策立案・実施に資する情報収集や分析等の取組を進める。また、地域協働/社会協働に係る研究支援を目的として、研究情報・成果の発信や若年層の人材育成、地域との協働プログラムの実施等、多様な地域主体との関係性の構築と深化を図るとともに、環境配慮への意識と行動の醸成に繋がる取組も実施する。

具体的には、持続可能な地域形成に向けた実践的取組として、協働を進めるうえで国環研との関係性が構築され、明確な課題とその解決に対するニーズを有する複数の地域を対象に、調査手法や社会的技法の開発、ならびに実装志向の技術開発の推進と定着を進める等実践的研究を展開し、幅広い地域属性、地域課題、導入技術・システムの開発・普及段階を包含することで広範に適用可能な協働的アプローチの体系化を探究する。さらに、得られた知見を集約し、地域協働の類型化・方法論・政策等基盤的研究と統合することで理論的深化と汎用化を図る。

また、人口減少や過疎・高齢化等の社会情勢にも対応した災害からの復興や持続可能な地域づくりに係る政策の立案や実施支援を目的として、福島県浜通り等災害被災地域の復興・環境政策基盤と地域ステークホルダー情報の収集分析や、脱炭素、自然再興、循環経済に対応する乗用車や住宅等地域インフラ・消費生活の分析と評価を進める。さらに、2045年の県外最終処分実現に向けて、必要となる技術等の開発研究を推進し、導入技術の具体化や施設設計に必要な要素技術、処分場のあり方、安全管理の要件を明確にし、国の施策へ具体的なインプットを実施する。

これらに加えて、福島での経験を原子力防災に活かすため、除染措置や廃棄物処理に伴う放射性セシウムのフローを可視化することで処理計画へと応用する。

これらの成果により、地域における社会・環境の横断的な課題の解決を図ることで、社会転換の実現に貢献するとともに、復興、環境に関する行政計画の策定、地域の土地利用計画や施策・取組の転換策の

具体化と実装に貢献する。

イ. 知的研究基盤の整備に関する取組

知的研究基盤の整備については、モニタリング、データベース・情報ツール、計測標準化、試料保存・提供それぞれに、以下の取組を推進する。

① モニタリングに関する取組

長期的視点に立った世界・地域スケールでの気候変動や汚染物質等に関する大気・海洋・陸域でのモニタリングについては、気候変動・大気汚染等、地球環境変動に寄与する大気中や海洋中の温室効果ガス・短寿命気候強制因子及びそれらの関連物質について、地上観測プラットフォームや定期貨物船プラットフォーム、航空機プラットフォーム、地上からのリモートセンシングを用いた観測において、従来続けてきた計測手法を安定的に運用するとともに、随時最先端の計測技術導入の取組も進めつつ、中長期的に継続した観測を行い、時間変動や空間分布、変動要因を解明するための基礎データを取得する。また、長崎県福江島と沖縄県辺戸岬の大気観測施設においてエアロゾルの化学組成・鉛直分布や微量気体の計測を継続し、越境大気汚染の変動の把握及び都市大気汚染との比較研究を行うためのデータベース整備を進めるほか、水銀モニタリングとして、つくば市における湿性沈着量、富士北麓における大気中水銀濃度及び森林生態系への乾性沈着量並びに海洋における形態別水銀濃度を継続的に監視し、水銀に関する水俣条約の有効性評価に貢献する。さらに、温室効果ガス・短寿命気候強制因子及びそれらの関連物質の長期観測を実施するにあたり、高い確度と精度で長期観測データを取得し、国際的に有用なデータとするため、国際基準にトレーサブルな標準・基準を確実に維持する。

気候変動影響モニタリングについては、地球温暖化による水温上昇に対して敏感に応答するサンゴを対象とし、国内の定点モニタリングサイトにおいて水温のモニタリングを行うとともに、サンゴの定着・加入・成長による群集構造の変化のモニタリングを行うほか、高山帯を対象に定点撮影カメラによる積雪・融雪と植生活動の自動観測を実施するとともに、航空写真や衛星リモートセンシングの利用により、高山帯の環境と植生における長期変動の抽出を行う。

生物・生態系に関するモニタリングについては、ユーラシア大陸北東部に多い落葉針葉樹林(カラマツ林)を対象に、国内及びアジア地域における観測プラットフォームにおいて、森林に関する炭素循環・収支の総合的な長期観測、気候変動・自然攪乱・人為攪乱が与える影響評価を実施するとともに、東京湾、福島県沿岸における長期環境・生物モニタリングとして、1970年代から実施している東京湾の20定点や、震災後実施している福島県浅海域での環境・底棲魚介類の調査を継続して実施し、生態系影響評価研究の基礎データとして活用する。また、東京電力福島第一原子力発電所事故による避難指示区域とその周辺域を対象とした生物相モニタリングを継続的に実施し、野生生物に係る風評被害の払しょくに貢献するとともに、人口減少が里地里山の生物多様性や野生動物との軋轢にもたらす影響の評価、さらにはモニタリングの省力化に資する知見及び基盤情報の提供を目指す。

霞ヶ浦・琵琶湖流域での水質・気象・生物分布に関する観測については、霞ヶ浦、琵琶湖等の湖沼長期モニタリングを継続し、観測データの公開、国連の実施するGEMS/Water(Global Environment Monitoring System for freshwater)等の国内外観測ネットワークへのデータ提供、特に湖流の連続測定や簡便な採泥技術といった手法開発、長期データ解析、国内外湖沼との比較研究等を進める。また、琵琶湖水系の生物分布のモニタリングを継続し、分布の証拠となる生物体標本やDNA解析用組織サンプルを保存・整理して、採集日時・場所や塩基配列情報などの付随情報をWeb上で公開するほか、琵琶湖での水温や溶存酸素濃度の高頻度観測データの蓄積、他の大規模湖沼における持続可能な高頻度観測の実施に向けた基盤を構築する。

② データベース・情報ツールに関する取組

温室効果ガス観測データ・インベントリ等の公開については、地球環境研究により収集されたデータを効率的に管理し、広く提供・発信するための研究基盤を開発・運用するとともに、データ管理計画からデータの取得・解析・公開・利活用促進に至る研究データのライフサイクルに沿った支援を行うことにより、学術情報のオープン化を推進する。また、全球から都市の規模における多様な空間スケールにおける炭素循環・炭素管理に関わる諸問題について、国際共同研究の推進支援、国際ワークショップ等による最新の知見の普及、研究者ネットワークの構築とデータ流通の促進を担う。さらに、日本国の温室効果ガス排出インベントリの推計、アジア諸国の GHG ナショナルインベントリ作成に関わる活動の支援を行う。これらに加えて、温室効果ガス情報システムウェブサイトを整備し、排出量・フラックス及び関連する濃度情報を統合・俯瞰した高次情報・解析結果として公表し、国内外の政策(国際、国、自治体)や、企業等のビジネス利用に役立てるとともに、COP 等の国際交渉の場を利用したアウトリーチを行う。

資源・マテリアルに関するデータベースについては、資源及び廃棄物のフロー・ストック並びに廃棄物管理に関するデータベース群を国内外に向けて公表する。そこでは、新規データに加え、既存のデータベースなどの更新・維持管理・公表を進めるとともに、データの整備と利活用を通じた社会連携を進める。

生物多様性に関するデータベース・情報基盤整備については、各種調査研究で得られた生物多様性情報を共通フォーマットで整備し、生物多様性と生態系に関係するデータベースの構築・更新を行うとともに、地球規模生物多様性情報機構(GBIF)を始めとする所内外のデータベースへのデータ提供や連携の強化を行い、これらを通じた生物多様性・生態系情報の公開と活用の促進と、オープンサイエンスへの貢献を進める。また、生物多様性情報の基盤として、希少生物や有害生物等の全ゲノム情報及び環境 DNA 解析のリファレンス情報等の遺伝情報を収集し、公開するとともに、国環研内の DNA/RNA 関連研究に対する解析支援を行い、遺伝情報を用いる幅広い環境研究の推進に貢献する。

大気汚染予測情報に関する情報ツールの整備については、大気汚染予測システム(VENUS)の精度改善に向けて深層学習手法を併用した予測モデルの技術開発を進めるとともに、地方公共団体などが光化学オキシダント注意報や PM2.5 高濃度時の注意喚起の発令判断に活用するための現業的運用を継続する。

化学物質等に関するデータベースや情報ツールについては、化学物質データベース(Webkis-Plus)において、環境省が実施する化学物質実態調査(黒本調査)の結果や関連する分析法、環境リスク初期評価(グレー本)、PRTR データなどを掲載しており、継続的な更新と利便性向上を図る。また、災害・事故時の環境リスク管理に関する情報基盤(D.Chem-Core)については、災害・事故時に排出・漏出する化学物質への対処に関連する情報提供について、継続的な更新と情報・機能の充実を図る。加えて、各種民間機関では公正性の担保が難しい、環境省が実施する化審法や農取法に関する生態影響試験の信頼性評価及び環境リスク評価、並びに環境基準設定や環境リスク初期評価などの事業に協力し、化学物質がもたらす環境リスクの評価・管理への貢献を行う。これらに加えて、環境基準等の設定に関する資料集として、環境基準設定に関連する審議会等の答申、報告、配付資料等を収集し、基準値・指針値設定の経緯や根拠についてとりまとめる資料集を継続的に維持・管理・充実させる。

これらに加えて、知的研究基盤整備に関する他の取組も含め、(4)③の環境研究共創拠点を通じた管理・提供等、各種情報・データ全体のアクセシビリティ及びユーザビリティの向上を目指す。

③ 計測標準化に関する取組

国内の生態影響試験のリファレンスラボラトリーとしての取組や生態影響試験法の国際標準化、国際基準に合致した環境標準物質の開発・分譲等による環境試料の化学分析の標準化の取組については、生

態毒性試験の標準化を目的として、生態影響試験実習セミナーや試験実施機関向けの情報交換会をおこなうことで、国内の生態影響試験のリファレンスラボラトリーとして継続的に機能を果たすほか、環境研究の基盤となる計測の精度管理に資するために、社会的な要請に応じて国際基準に合致した環境標準物質を開発、頒布するとともに、既存の環境標準物質に対する認証値や参照値の追加などを行い、利用価値の向上を図る。

また、環境研究の基盤となる良質な計測データの提供や、多数の物質を効率的に分析するための一括的な分析法の活用に関する検討、計測精度の維持・向上のため観測・計測・解析手法の開発や応用についても取り組む。

④ 試料保存・提供に関する取組

生物資源の収集・保存を通じた絶滅危惧種の域外保全に関する取組については、特に、国内の世界自然遺産地域に分布し、環境省レッドリストに掲載される絶滅危惧種から得られる試料の収集と保存を重点として、野生動物から培養細胞や生殖細胞などの遺伝資源を収集し、長期凍結保存及びゲノム情報の付加を行うなど、生物多様性保全に資する基盤整備を行う。

環境試料の系統的な収集・分析と長期保存に関する取組については、国際環境スペシメンバンクグループと連携を図りながら、将来の新たな環境問題に備え、日本各地から二枚貝を系統的に収集し超低温で長期保存するとともに、一部試料の分譲と保存試料の分析を通じて環境汚染物質の時系列変動を明らかにする。

微細藻類をはじめとする生物資源の持続的利用推進のための取組については、保存手法の改良による事業の効率化及び利用者ニーズの高い藻類株及び絶滅危惧種の拡充、無菌化による高品質化、全ゲノム情報付加や AI 活用等による利用促進を行う。

生物応答試験や微小プラスチックを含めた各種化学物質の安全性評価のための実験水生生物の分譲に関する取組については、化学物質や農薬の登録・評価時に必要となる生態影響試験や、プラスチックや各種化学物質の安全性評価のための標準実験水生生物を継代・飼育するとともに、国内の研究・教育機関や、民間試験機関などに分譲する。

(3) 国の計画に基づき中長期計画期間を超えて実施する大型事業の着実な推進

国環研の研究と密接な関係を有し、組織的・継続的に実施することが必要・有効な業務のうち、特に、国の計画に沿って、実施組織の中で中核的な役割を担うこととされている、衛星観測に関する事業と子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)に関する事業を着実に推進する。

各事業における具体的な活動内容は以下の通り。

① 衛星観測に関する事業

「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成 10 年法律第 117 号)及び「宇宙基本計画」(令和 5 年 6 月 13 日閣議決定)に基づき、2025 年度に打ち上げられた 3 号機を含む GOSAT シリーズによる温室効果ガス等のモニタリングを環境省、宇宙航空研究開発機構(JAXA)と連携して第 5 期に引き続き実施し、全球炭素循環等の科学的理解の深化に貢献するとともにパリ協定の実施に資する観測データを国際社会に提供する。

2009 年および 2018 年に打ち上げられ、現在後期運用期間中の 1 号機(温室効果ガス観測技術衛星(GOSAT))および 2 号機(GOSAT-2)については、取得したデータの定常処理を継続し、二酸化炭素、メタンなどの濃度等を算出するとともに、そのプロダクトの検証と保存、提供、広報活動を実施する。さらにその運用終了に向けた検討や準備作業を環境省、JAXA などとともに必要に応じて実施する。

2025年に打ち上げられた3号機(温室効果ガス・水循環観測技術衛星、GOSAT-GW)については、その定常運用期間中に取得したデータの定常処理を開始し、二酸化炭素、メタン、二酸化窒素の濃度等を算出するとともに、そのプロダクトの検証と保存、提供、広報活動を実施する。特にデータ処理に関するアルゴリズム・システムの改良や処理結果の検証に重点的に取り組む。

さらに、GOSAT シリーズのデータ利用の拡大などを目的として、内外の研究機関・研究者との連携を推進する。他の研究機関等に最適な専門家がいる分野に関しては、機関間共同研究や委託業務などを通して我が国としての成果の最大化を図る。さらに GOSAT シリーズのデータ処理に必要な気象データの一部を気象庁との協定に基づき入手するほか、検証サイトにおいて地上観測を行っている海外の大学・研究機関等とも協定を結び、検証観測装置の設置・運用や検証データの早期入手を進める。他国の同種衛星についても、機関間の協力協定などを通して連携を推進する。

さらに気候変動に関する科学への貢献等を目指し、4号機の検討を2030年代前半の打上げを想定して進める。

② エコチル調査に関する事業

「子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)基本計画」(平成22年3月30日環境省策定、令和5年3月30日改定)や「子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)研究計画書」(平成22年8月10日国環研エコチル調査コアセンター策定、令和7年6月2日改定)等に基づき、平成22年度に開始された全国10万組の親子を対象とした出生コホート調査について、全体を対象とした質問票調査及び対面式で行う学童期検査や青年期検査並びに約5000名を対象とした詳細調査等を着実に実施する。

エコチル調査の実施にあたっては、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」(文部科学省、厚生労働省及び経済産業省)を遵守する。エコチル調査の参加者(妊婦)の募集は2011年から開始して2014年3月末に終了した。本中長期計画期間において、最年長の2011年度生まれの参加者は14歳から19歳となり、また、最年少の2014年度生まれの参加者は11歳から16歳となる。それぞれの年齢時期に合わせた追跡調査を、国環研に設置されたコアセンターを統括機関として、全国15地域の大学に設置され調査を担当するユニットセンター及び国立成育医療研究センターに設置され医学的な支援・助言を行うメディカルサポートセンターと協働で実施する。具体的には、全ての参加者に対して質問票調査を実施するとともに、精神神経発達検査や医学的検査を行う対面調査(学童期検査(小学6年生)や青年期検査(15歳~17歳))を実施し、健康状態や成長発達の程度、関連する諸要因に関する調査を実施する。さらに、参加者のうちの一部を対象として環境測定、精神神経発達検査及び医学的検査からなる詳細調査(12歳)を実施する。これらの調査の適切な実施のために、パイロット調査の試行等に基づき調査手法の検討を進めるなど、標準化された手法を定めて、研究計画書に基づく統一した調査を確実に進める。また、参加者から調査への継続的な協力を得ていくために参加者とのコミュニケーションや広報活動などを推進する。調査により得られた情報については、その取扱いについて細心の注意を払い、安全に保管・管理を行うためのシステムを維持・更新することにより適切に管理し、解析用データセットの作成を進め利活用を推進する。生体試料については適切に保管を行うとともに各種化学物質の分析方法や精度管理方法についての検討を行い、生体試料中の化学物質の分析を実施することで、調査参加者の環境中の化学物質への曝露評価を進める。また、標準的な調査・分析手法の確立など環境保健分野の研究においては、環境省の取り組みと協調した国際連携など、国内外の他の研究機関等との連携を推進する。これらを通じて、エコチル調査の研究計画書にしたがった調査の統括的な管理・運営を行い、研究成果の発信を促進する。

(4)国内外機関との連携の強化及び政策貢献を含む社会実装の推進

推進戦略において、国環研は、国立研究開発法人として環境省をはじめとした関係省庁や大学・他の国立研究開発法人・地域の環境研究拠点との連携強化、さらには地球規模での課題への貢献に向けた国際的な連携の推進に取り組むことが求められている。加えて、そうした幅広い分野の連携や成果の社会実装を支えるため、AI 技術の活用を含めた分野融合的なデータ駆動型研究を推進し、また国内外のデータ連携を推進することにより、環境研究のハブとしての機能を果たすことが期待されている。

そこで、国内外の大学、他の研究機関、民間企業等様々な主体との連携を通して研究開発成果の国全体での最大化を図るとともに、第 6 期科学技術・イノベーション基本計画や統合イノベーション戦略 2025 (令和 7 年 6 月 6 日閣議決定)を踏まえ、国内外機関との連携の強化や研究開発成果の社会実装・社会貢献を推進するため、以下の取組を行う。

① 中核的研究機関としての国内外機関及び関係主体との連携の組織的推進

- ・ 環境研究における中核的研究機関として、国内外の大学や他の国立研究開発法人、地方環境研究機関との共同研究・研究交流等や、民間企業との連携・ネットワーク構築を推進する。また、国環研の地方拠点等も活用しながら、地方公共団体、NPO、NGO、市民等を含む多様な関係主体との協働を推進する。
- ・ 国際連携に関しては、環境研究の国際拠点としての機能強化を図り、我が国の環境対策の経験を活用した支援、国際機関や国際学術団体の活動への貢献等に取り組むほか、国際標準的な試験評価手法の確立等の国際ルール作りに向けた国際機関の活動に参画し、国環研の研究成果と能力を活かした積極的な貢献を果たす。
- ・ 国内外の大学との連携においては、連携大学院制度やインターンシップ制度も活用し、次世代の若手研究人材の育成にも取り組む。

② 成果の社会還元及び社会実装

- ・ 個別の研究成果の発表については、査読付き発表論文数、誌上发表件数及び口頭発表件数について第 5 期中長期計画期間中と同程度の水準を目安として推進するとともに、学協会における委員会への参画や研究会・シンポジウム等の開催を積極的に行う。
- ・ 関係審議会等への参画をはじめ、環境政策の決定や現場の課題解決に必要となる科学的な事項の検討に貢献し、政策貢献等を通じて、研究開発成果の社会実装を推進する。
- ・ データベース、保存試料、環境標準物質等の外部研究機関等への提供に努める。
- ・ 知的財産については、知的財産ポリシーに基づいて、知的財産マネジメントを行う。さらに、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成 20 年法律第 63 号)第 34 条の 6 第 1 項の規定に基づき、国環研が所有する知的財産又は国環研に関連する技術・知識等の研究成果を活用したスタートアップ等の育成・支援のための組織的な取組を行う。

③ データ連携を通じた環境研究の推進及び成果の普及

環境・経済・社会に関する多様な情報の統合的解析、AI 研究を含むデータ駆動型研究の推進、国内外の関係研究機関等とのデータ連携を強化するため、「環境研究共創拠点」を構築する。本拠点は、統合的な環境研究情報基盤として、情報システム(ハードウェア・ソフトウェア)に加え、所内体制の整備や外部研究者との連携促進を含む総合的な仕組みであり、以下の取組を実施する。

- ・ 多様化・大規模化する環境データを効率的に収集・整備し、統合的な解析・処理・提供が可能な形で蓄積・管理するためのデータ基盤を構築する。

- ・ 所内外の研究者がデータを共有し、協働してシミュレーション・解析・AIを活用した研究等を進めることを可能にする計算・解析環境を整備する。
- ・ 研究コミュニティだけではなく、産官学からのニーズを取り入れたデータ提供システムを構築し、環境データの円滑な流通を促進し、新たな価値創出や行動変容に貢献することを目指す。

2. 環境情報の収集、整理及び提供等に関する業務

(1) 環境情報の収集、整理及び提供

国民の環境問題や環境保全に対する理解を深め、国、地方公共団体、企業、国民等の環境保全の取組への参画等を促進するため、様々な環境の状況等に関する情報や環境研究・技術等に関する基盤的な情報について収集・整理し、国環研ウェブサイトや「環境研究共創拠点」を通じて提供する。

これまで運用してきた環境情報を発信する総合的なウェブサイト「環境展望台」は、近年の多様化するユーザーニーズに応えるべく発展的に解消し、必要な機能・コンテンツを環境研究共創拠点等へ移行し、各種情報・データ全体のアクセシビリティ及びユーザビリティの向上やオープンデータ化に取り組む。

- ・ 国民が正確な情報の拠り所として参照することを意識した、学術的な背景や最新の法令等に基づく環境技術解説を、図表等を用いてわかりやすく提供する。
- ・ オープンサイエンスの推進に向け、研究成果の公開に取り組む。また、各種のデータセットへのデジタルオブジェクト識別子(DOI、永続的かつ一意に識別可能な国際標準規格)付与を推進し、研究データの流通及び利活用の促進を図る。
- ・ 環境研究共創拠点を通して提供する環境データセットについて、研究データ管理、データ構造化や品質管理を推進することにより、透明性・利便性を向上させる。
- ・ インタラクティブな視覚化ツールや地理情報システム(GIS)技術を活用し、国環研が提供する環境データの内容を俯瞰的・直感的にわかりやすく伝える。

(2) 広報・アウトリーチ活動

- ・ プレスリリース、ホームページ、SNS等を組み合わせたクロスメディア戦略により、国民にわかりやすく最新の情報を発信する。
- ・ ホームページ改善を進め、利用者の利便性向上と迅速な情報提供を図る。
- ・ シンポジウムや施設公開を通じ、成果を直接国民に届ける場を創出する。
- ・ 見学対応や講師派遣などのアウトリーチ活動を積極展開し、双方向の対話を促進することで、社会の声を研究へ反映し、国民との信頼関係を深める。
- ・ 上記の取組等を通じ、研究所を支える優秀な次世代人材等の育成・確保にもつなげていく。

3. 気候変動適応に関する業務

適応法に基づき、国、地方公共団体、事業者、国民の適応推進のための技術的援助及び気候変動適応研究に一体的・総合的に取り組む。

適応法施行5年を経て適応施策及び研究が一定程度進展してきた状況を踏まえ、今期は中でも特に、研究成果の社会実装及び適応策の実践強化を推進していく。

(1) 気候変動適応推進に関する技術的援助

① 情報基盤の整備・運用

- ・ 国、地方公共団体、事業者、国民の適応策を推進するための情報基盤(A-PLAT)を整備・運用する。

これを通じ、(2)に掲げる調査研究の成果を含む気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、分析、整理及び提供を行う。

- ・ 国の気候変動適応推進会議による関係行政機関の緊密な連携協力体制の下、「気候変動適応に関する研究機関連絡会議」及び「気候変動適応の研究会」を運営する。これにより、地域の機関も含む関係研究機関の間の情報交換・連携を深め、研究成果の社会実装促進や適応策の実践強化に貢献する。
- ・ 国、地方公共団体、事業者等幅広い主体の動向について情報収集し、またこれら主体との意見交換を通じ、幅広い関係主体のニーズや課題を把握し、さらなる科学的知見の活用促進や研究成果の社会実装、適応策の実践につなげる。
- ・ A-PLAT を通じた各主体に向けた分かりやすい情報提供、メルマガ・SNS 等最適な媒体を通じたプッシュ型情報発信を継続実施する。また今期は特に、国や関係する事業者等とも連携し、国民の理解及び行動を促進することを目指す。

② 地方公共団体等各主体に対する技術的援助

- ・ 委員・講師派遣、問合せ対応、データ・資料・ツール・科学的知見の提供等、幅広い活動を通じて、都道府県又は市区町村による地域気候変動適応計画の策定又は推進等に係る技術的援助、地域気候変動適応センターに対する技術的援助、また、事業者等各ステークホルダーの取組推進のための技術的援助を行う。
- ・ 地方公共団体や地域気候変動適応センターに対しては、積極的にコミュニケーションを図り地域ごとの実情を的確に把握しつつ、多様なニーズに応じた各種研修の実施、意見交換会の開催、科学的知見を施策に活用するための資料やツールの開発・提供等を実施する。今期は特に、地域の実情に応じた地域計画や地域センターのさらなる充実に向け、それらを適切に評価するための手法・指標等を開発する。また、適応策の主流化や他の分野の施策とのシナジー強化を目指し、地方創生につながる適応策のあり方について検討する。
- ・ 事業者に対しては、業種・業態ごとのニーズや課題を把握した上で、A-PLAT を通じた適応取組事例の収集・発信、セミナー・シンポジウム等の開催、e-learning 等のツールの開発・提供等を行い、気候リスク管理と適応ビジネスの両面での取組を推進する。今期は特に、金融機関や経済団体へのアプローチを通じて、より幅広い事業者への適応策の浸透を目指していく。

③ 国際的な連携・協力

- ・ 国内外の関係機関等と連携しつつ、気候変動影響・適応に関する科学的情報の収集やツール開発を行い、これらを AP-PLAT を通じて提供することにより、主にアジア太平洋地域における気候変動適応の推進に貢献する。今期は特に、これら地域における適応策推進のための資金アクセスを支援するツールの開発に着手する。

(2) 気候変動適応に関する調査研究・技術開発業務

- ・ 基礎的取組として萌芽的研究を含む基礎研究を継続しつつ、応用的取組として1(2)に示すプロジェクト型研究を行うとともに、これら研究成果を(1)の技術的援助業務につなげるための知的基盤整備(地方公共団体等との共同研究の構築、研究データベース構築、ツール開発等)を併せて行うことにより、研究成果の社会実装を加速し、適応策の充実強化に貢献する。
- ・ その際、関連分野が多岐にわたることから、気候変動適応に関する研究機関連絡会議の構成機関(20 の国研)、その他関連する大学・研究機関、及び地域気候変動適応センターと緊密に連携して取

組む。

- ・ これら研究の成果は、(1)の技術的援助業務に積極的に活用するほか、A-PLAT や AP-PLAT を通じた発信、ケーススタディエリアでの利活用を通じ、国内における国(政府影響評価報告書・適応計画の改訂)及び地方公共団体等の適応推進に貢献するのみならず、アジア太平洋地域の適応推進への貢献も目指す。
- ・ さらには、国際プロジェクト ISIMIP など国際的な研究活動にも積極的に取り組むほか、IPCC や ISO などの国際枠組への貢献を目指す。

① 気候変動適応プロジェクト型研究

国内外の気候変動適応に関する研究開発を先導し、気候変動適応の社会実装を推進するため、「適応策の効果を組み込んだ気候変動影響予測に関する研究」、「気候変動適応戦略の統合化・深化に関する研究」、「地域における気候変動適応の社会実装に関する研究」を行う。

具体的には、適応策の効果を組み込んだ気候変動影響予測に関する研究として、グローバル、国内の2つの空間スケールにおいて、適応策の効果を組み込んだ気候変動影響予測を行う。グローバルスケールの研究では、国際モデル相互比較プロジェクトへの参加を中心とした全球影響モデル研究を展開し、気候変動と人間活動が社会と生態系に及ぼす影響を評価する。国内スケールの研究では、観測・実験・調査等を通じて、影響のメカニズムを解明し、得られた知見を基に、適応策の効果を評価可能なモデルを開発して、最先端の将来シナリオを用いた影響予測を行う。

気候変動適応戦略の統合化・深化に関する研究では、気候変動リスクや適応戦略の横断的・時空間的解析を通じて適応策の優先度や緊急性、地域の脆弱性や影響項目間の相互関係、適応経路解析等の横断的な分析を行う。また、予測情報の利活用による気候変動リスクに関する科学的知見の翻訳、情報のデザイン及び提供方法を検討・評価することで、地方公共団体や市民等による適応推進を図る。

地域における気候変動適応の社会実装に関する研究では、国内複数地域及びアジア太平洋地域の一部を対象に、適応策の社会実装を支える科学的情報基盤、法制度、実践体制に関する実践的研究とその一般化を行う。具体的には、地域の適応能力向上に資する要因分析と統合的な適応戦略立案の在り方の探求、国内地域での沿岸生態系・水資源・EbA 等の分野に着目した統合型適応戦略の開発、アジア太平洋地域における気候変動に強靱な開発経路の立案に取り組む。

② 気候変動適応分野における科学的知見の創出等の推進

- ・ 地域気候変動適応センターとの共同研究(適応型)
 - (1)の一環として、「気候変動適応に関する地域気候変動適応センター等との共同研究」を実施し、地域の適応策の推進及び、地域気候変動適応センターの能力向上と人材育成に貢献する。
- ・ 戦略的統合データベースの構築(適応型)
 - (2)①で収集・活用・開発するデータに加え、観測された気候や影響、将来の気候・社会経済シナリオや影響予測、適応策に関連するデータ群を一元化し、公開するためのデータベースを構築する。
- ・ 気候変動適応実践支援ツールの開発
 - 地域気候変動適応計画の策定など、国内外における地域レベルの気候変動適応に関する科学的情報の活用を促進するため、前述のデータベースなどを活用し、利用しやすい形でデータを提供するツールを開発する。

以上(1)及び(2)に掲げる取組を通じて、適応法及び同法の規定により策定される気候変動適応計画に基づく気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進に貢献する。

第2 業務運営の効率化に関する事項

1. 業務改善の取組に関する事項

(1) 経費の合理化・効率化

国環研の環境研究の取組の強化への要請に応えつつ、業務の効率化を進め、運営費交付金に係る人件費を除く業務費(「衛星による地球環境観測経費」及び「子どもの健康と環境に関する全国調査経費」を除く。)のうち、毎年度業務経費及び一般管理費ともに 1%以上の削減を目指す。なお、一般管理費については、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行う。

(2) 人件費管理の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について検証した上で、給与改定に当たっては、引き続き、国家公務員に準拠した給与規程の改正を行い、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

(3) 調達等の合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)を踏まえ、国環研が毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。原則として調達は、一般競争入札によるものとしつつ、研究開発業務の特殊性を考慮した随意契約を併せた合理的な方式による契約手続きを行う等、公正性・透明性を確保しつつ契約の合理化を推進する。また、内部監査や契約監視委員会等における点検・見直し等により契約の適正化を推進する。

2. 業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)に関する事項

業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)推進による業務の効率化と利便性の向上等を図るため、技術革新を踏まえながら情報システムの充実に取り組む。そのため、情報セキュリティと DX 推進を一体的に推進する体制を整備し、職員の情報リテラシーの向上及び IT 人材の育成を図るとともに、積極的な AI 利活用の促進で生産性の向上を図る。また、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定)に則り、業務運営を支える情報基盤、情報システムの適切な整備及び安定的な運用管理を行う。

第3 財務内容の改善に関する事項

第2の1.「業務改善の取組に関する事項」で定めた事項に配慮した中長期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

なお、独立行政法人会計基準の改訂(平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会策定、令和 7 年 9 月 29 日改訂)等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされていることを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を適切に管理するとともに、セグメント情報(行政コスト、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト、事業収益、事業損益、総損益及び総資産額を、一定の事業等のまとまりごとに区分した情報)を引き続き開示する。

(1) バランスの取れた収入の確保

健全な財務運営と業務の充実の両立を可能とするよう、交付金の効率的・効果的な使用に努めるとともに、競争的な外部研究資金、受託収入、寄附金等運営費交付金以外の収入についても、全体として第5期中長期計画期間中と同程度の水準を目安として、引き続き質も考慮したバランスの取れた収入の確保に努める。競争的な外部資金の獲得については、環境研究に関する競争的外部資金の動向を踏まえつつ、国環研のミッションに照らし妥当であることを前提に、外部資金を利用する研究の形成及び実施の支援を行う。

(2) 保有財産の処分等

研究施設の現状や利用状況を把握し、施設の利用率のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、保有資産の保有の必要性について、継続的に自主的な見直しを行う。

第4 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画

1. 予算 別表1

(参考)

[運営費交付金算定ルール]

① 人件費 = $A \times \alpha \times \beta \times \sigma + \text{退職手当}$

A: 直前の年度における役職員給与(退職手当を除く)及び法定福利費

α : 昇給原資率(業務の実績及び社会一般の情勢を勘案して決定する。)

β : 給与改善率(業務の実績及び社会一般の情勢を勘案して決定する。)

σ : 人件費調整率

② 業務費 = $B \times \gamma \times \delta \times \pi + C + D - E$

B: 直近の年度における運営費交付金業務費(C及びDを除く。)の額

γ : 消費者物価指数(各年度の予算編成過程において、当該年度における具体的な係数を決定する。)

δ : 効率化係数(業務経費及び一般管理費ともに、毎年度1%以上の削減を図る。)

π : 政策係数(各年度の予算編成過程において、当該年度における具体的な係数を決定する。)

C: 衛星による地球環境観測経費(計画に基づき、各年度の予算編成過程において、当該年度における具体的な額を決定する。)

D: 「子どもの健康と環境に関する全国調査」経費(計画に基づき、各年度の予算編成過程において、当該年度における具体的な額を決定する。)

E: 自己収入相当額(各年度の予算編成過程において、当該年度における具体的な額を決定する。)

2. 収支計画 別表2

3. 資金計画 別表3

第5 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額 35億円

<想定される理由>

- ・運営費交付金の交付状況による資金不足
- ・受託収入の収納状況による執行額との相違による資金不足
- ・災害や事故等の際の環境汚染調査の緊急実施のための資金不足等が生じた場合に対応するため、中長期計画予算の2か月相当分を見込む。

第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

第7 前項に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第8 剰余金の使途

- ・ 重点的に実施すべき研究開発業務、省エネルギー対策に係る経費、人材育成の拡充、研究環境の整備、業務の電子化、広報に係る活動等

第9 その他の業務運営に関する重要事項

1. 内部統制の推進

(1) 内部統制に係る体制の整備

理事長のリーダーシップの下、幹部クラスで構成する会議を定期的開催し中長期的視点を含めた運営のあり方や課題・対応について検討するとともに、研究所のミッションの浸透、モチベーション・使命感の向上を図る。

「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について」(平成 26 年 11 月 28 日総管査第 322 号。総務省行政管理局長通知)に基づき、業務方法書に記載した事項の運用を確実にを行うとともに、「国立研究開発法人国立環境研究所における業務の適正を確保するための基本規程」(平成 27 年 4 月 1 日平 27 規程第 1 号)及び関連規程に基づき、業務の効率化との両立に配慮しつつ、内部統制委員会を中心に、モニタリング体制など内部統制システムの整備・運用を推進する。また、統制環境の有効性、効率性を定期的に確認し、その結果を踏まえ、内部統制制度の強化を図る。さらに、全職員を対象に内部統制に関する研修を実施するなど、職員の教育及び意識向上を積極的に進める。

(2) コンプライアンスの推進

「国立研究開発法人国立環境研究所コンプライアンス基本方針」(平成 22 年 9 月 8 日)に基づく取組を推進し、コンプライアンスの徹底を図る。このため、基本方針の定めに基づき設置しているコンプライアンス委員会において、コンプライアンスの実践の推進や取組状況のフォローアップを着実にを行い、業務全般の一層の適正な執行を確保する。

研究不正・研究費不正使用については、「国立研究開発法人国立環境研究所における研究上の不正行為の防止等に関する規程」(平成 18 年 9 月 11 日平 18 規程第 22 号)及び「国立研究開発法人国立環境研究所における会計業務に係る不正防止に関する規程」(平成 19 年 9 月 12 日平 19 規程第 17 号)等に基づき、管理責任の明確化、教育研修など事前に防止する取組を推進するとともに、万一不正行為が認定された場合は厳正な対応を図る。

(3) 研究セキュリティ・研究インテグリティの確保

研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対応するため、機微技術・情報の流出防止措置など研究セキュリティ・研究インテグリティの確保に引き続き取り組むこととし、「国立研究開発法人の機能強化に向けた取組について」(令和 6 年 3 月 29 日関係府省申合せ)等の政策方針も踏まえ、関連部署が連携してその体制の一層の整備と運用強化を図る。

(4) 情報セキュリティ対策等の推進

① 情報セキュリティ対策の推進

「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」(令和 7 年 6 月 27 日国家サイバー統括室(NCO)サイバーセキュリティ戦略本部決定)等を踏まえ、情報セキュリティポリシーや基準を適宜見直し、これに基づく適切な情報セキュリティ対策強化を講じるとともに、教育や遵守に向けた活動を包括的に対応する組織運営を実施する。さらに、研究セキュリティも考慮しつつ最新の技術に対応しながら、情報セキュリティに関する組織的対応能力の維持・向上に取り組む。また、これらの実施状況を踏まえた PDCA サイクルによる改善を図る。

② 個人情報等の管理体制の整備

個人番号及び特定個人情報を含む保有個人情報等については、関係規程等に基づき、関係職員の指定や組織体制の整備、個人情報保護研修や管理状況の点検の実施などを行うことにより、安全で適切な管理を確保する。

(5) PDCAサイクルの徹底

業務の実施にあたっては、組織横断的な研究活動を含め、年度計画に基づき各階層における進行管理や評価、フォローアップ等を適切に実施し、PDCA サイクルを徹底する。研究業務については、妥当性を精査しつつ毎年度研究計画を作成するとともに、外部の専門家・有識者を活用するなどして適切な評価体制を構築し、評価結果をその後の研究計画にフィードバックする。

(6) リスク対応のための取組の推進

上記(1)の業務方法書及び基本規程に基づき、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、リスク管理委員会での議論等を踏まえリスクの発生の防止、発生の可能性の低減、発生した場合の被害の最小化、早期復旧及び再発防止等に関する取組を推進する。

2. 人事の最適化

(1) 優れた人材の確保

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成 20 年法律第 63 号)第 15 条等を踏まえ、クロスアポイントメント制度や年俸制を積極的に活用し、国立研究開発法人及び大学等との連携強化や優れた人材の確保等に努め、研究の活性化を促進する。事務系職員についても、適正な組織運営及び研究成果の最大化に貢献するべく、経験者採用も含めた積極的な職員採用等を進め、優れた人材の確保に努める。

(2)若手研究者等の能力の活用

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第 24 条に基づく「研究開発力強化法に基づく人材活用等に関する方針」(平成 23 年 2 月 3 日国環研決定)等に基づき、若手研究者、女性研究者、外国人研究者及び障害をもつ研究者の能力活用のための取組を一層推進する。また、人的資源の最適配置を行うほか、優れた研究者の登用、既存の人材の活性化・有効活用により人事管理を行い、人材の効率的活用を図る。さらに各研究部門において、専門的、技術的能力を維持・承継できる体制を保持する。

(3)企画・運営部門(管理部門)の能力向上

「事務系職員採用・育成に関する基本方針」(平成 31 年 4 月 1 日国環研決定)を踏まえ、主体性、協調性及び専門性を備えた人材を育成するために、実効的な研修計画を立案・実施し、能力及び士気の向上を図る。また、個人の資質、能力及び適性を考慮した配置を行い、関係機関との人事交流等も含め多様な業務経験を通じて国環研の研究・業務活動を支援・推進するとともに、組織の適正な運営に努める。加えて、企画・運営部門のうち特に研究支援を担当する部門において、豊富な知識、技術、経験等を持つシニア職員がその能力を存分に発揮して活躍できる制度を運用する。

(4)適切な職務業績評価の実施

職務業績評価については、本人の職務能力の向上や発揮に資するよう、また、国環研の的確な業務遂行に資するよう適宜評価方法の見直しを行う。また、必ずしも学術論文の形になりにくい事業、環境政策対応等の研究活動の実績を適切に評価する。

(参考1)

- 1) 期初の常勤職員数 312 人
- 2) 期末の常勤職員数の見込み 320 人

(参考2) 中長期計画期間中の人件費総額

中長期計画期間中の人件費総額見込み 18,580 百万円

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

3. 施設・設備の整備及び管理運用

良好な研究環境を維持するため、施設及び設備の老朽化対策を含め、業務の実施に必要な施設及び設備について、環境研究の中核機関としての環境配慮への取り組みも進めつつ、計画的な整備・改修・保守管理に努める。

令和8年度から令和 12 年度内に維持管理等を行う施設・設備は次のとおりである。

この他、新たに発生した課題に対応した施設整備を行う。

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財源
建築工事	12,049	施設整備費補助金
電気設備工事	690	施設整備費補助金
機械設備工事	1,954	施設整備費補助金

(注)上記のほか、業務の実施状況の緊急性、重要性及び老朽度合の進捗度等を勘案して、施設・設備の整備等を行うこととする。

研究体制の規模や研究内容に見合った研究施設のスペースの再配分方法を見直すなどの他、老朽化が顕著である研究本館等を集約する「新研究本館(新居室棟)」等の工事等において、環境面も含めて効率的・効果的な運営を図るという理念を元に、外部施設の利用可能性も考慮しつつ、整備のあり方について検討を進め、研究施設の効率的な利用の一層の推進を図る。

4. 安全衛生管理の充実

職員の安全と心身の健康の保持増進を確保し、快適な職場環境を形成するため、以下の取組を行う。

(1) 職員の健康保持増進

定期健康診断の他、特殊健康診断を含む各種健康診断を確実に実施し、保健指導、カウンセリングを随時行う。また、メンタルヘルスセミナーや法令に基づくストレスチェックの実施など、メンタルヘルス対策を推進し、職員の健康を確保する。

(2) 危機管理体制の充実

人為的な事故を未然に防止し、災害発生時研究業務等を継続できるよう、放射線や有機溶剤等に係る作業環境測定、化学物質のリスクアセスメントの法令に基づく実施など、職場における危険防止・健康障害防止措置を徹底する。さらに、救急救命講習会や労働安全衛生セミナーの開催、地震・火災総合訓練など各種安全・衛生教育訓練を推進し、危機管理体制を強化する。

5. 業務における環境配慮等

我が国における環境研究の中核的機関として、「環境配慮に関する基本方針」(平成 19 年 4 月 1 日国環研決定)や「国立研究開発法人国立環境研究所がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」(令和 5 年 9 月 28 日国環研決定)、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」(令和 5 年 2 月 24 日変更閣議決定)等に基づき、以下の事項など自主的な環境管理に積極的に取り組み、自らの業務における環境配慮についてより一層の徹底を図る。また、業務における環境配慮については、所内に設置されている環境配慮の推進体制の下、職員の協力を得つつ必要な対策を進め、その成果を毎年度取りまとめ環境報告書として公表するとともに、国民の環境配慮の取組を増進させるために、国環研の業務における環境配慮の取組・成果についての積極的な発信に努める。

- ①物品及びサービスの購入・使用に当たっては、環境配慮を徹底する。その際、政府の「環境物品等の調達に関する基本方針」に示されている特定調達物品ごとの判断基準を満足する物品等を 100%調達する。また、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。
- ②温室効果ガスについては、研究活動の発展に伴う増加要因を踏まえつつ一層の削減を図るとともに、再生可能エネルギー比率 100%の電力の調達をはじめ、導入可能な再生可能エネルギーを積極的に検討し、コスト面を考慮しつつ導入を図る。また、上水使用量についても、可能な限り節水機器の導入を図ることで一層の使用量削減を目指す。
- ③廃棄物の適正管理を進めるとともに、廃棄物発生量についてはリユースの一層の推進や徹底した廃棄物の分別に努め、廃棄物発生量のさらなる削減を目指す。

- ④施設整備や維持管理に際しての環境負荷の低減の観点からの取組や、化学物質の適正な使用・管理、通勤に伴う環境負荷低減の取組を奨励する等自主的な環境配慮の推進に努める。
- ⑤構内の緑地等を地域の自然環境の一部と位置付け、職場環境としての機能・快適性・美観とのバランスを取りつつ、生物多様性に配慮した管理を行う。

6. 積立金の処分に関する事項

前期中長期計画期間の最終年度において、通則法第 44 条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち環境大臣の承認を受けた金額について、以下のものに充てる。

- ・ 自己財源で償却資産を取得し、期末に残高が計上されている場合に係る会計処理
- ・ 棚卸資産や前払費用、長期前払費用、前渡金等の経過勘定に係る会計処理
- ・ 令和 7 年度補正予算(第 1 号)で予算措置された運営費交付金により実施する事業のうち中長期計画期間を超過した事業実施が必要となる経費

別表1: 予算

別表2: 収支計画

別表3: 資金計画

別表 1：予算

令和 8 年度～令和 12 年度収支予算計画

(単位：百万円)

区分	研究業務	情報業務	適応業務	共通	合計
収入					
運営費交付金	71,685	2,456	4,770	9,415	88,326
施設整備費補助金	-	-	-	14,694	14,694
受託収入	19,429	2	679	-	20,111
自己収入	717	25	45	38	826
計	91,831	2,483	5,494	24,146	123,956
支出					
業務経費	58,857	2,054	3,719	3,120	67,750
施設整備費	-	-	-	14,694	14,694
受託経費	19,429	2	679	-	20,111
人件費	13,545	427	1,096	4,326	19,394
一般管理費	-	-	-	2,007	2,007
計	91,831	2,483	5,494	24,146	123,956

「第 1 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」の冒頭において、一定の事業等のまとめりとした「環境研究に関する業務」を「研究業務」、「環境情報の収集、整理及び提供等に関する業務」を「情報業務」、「気候変動適応に関する業務」を「適応業務」とし、これら以外の「企画・運営部門（管理部門）に関する業務」を「共通」として計上した。以下（2）収支計画、（3）資金計画においても同様とする。

(注)

1. 収入について

1) 運営費交付金の見積もりについては、令和 8 年度予算額(政府原案)をベースとし、9 年度以降は、下記の仮定をした場合における試算結果である。

- ・昇給原資率は、1.0 と仮定した。
- ・給与改善率は、1.03 と仮定した。
- ・消費者物価指数は、1.0 と仮定した。
- ・効率化係数は、0.990 と仮定した。

(令和 8 年度予算額をベースとし、業務経費及び一般管理費ともに 1%削減とした場合の係数)

- ・政策係数は、1.0 と仮定した。
- ・「衛星による地球環境観測経費」及び「子どもの健康と環境に関する全国調査経費」については、推計に基づいて積算した。

2) 受託収入については、令和 3 年度から令和 6 年度の実績額の年平均額を見積もった。

3) 自己収入については、令和3年度から令和6年度の実績額の年平均額を見積もった。

2. 支出について

人件費については、期間中総額18,580百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与及び法定福利費に相当する範囲の費用である。

3. 「金額」欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

別表 2 : 収支計画

令和 8 年度～令和 12 年度収支計画

(単位 : 百万円)

区別	研究業務	情報業務	適応業務	共通	合計
費用の部					
経常経費	89,162	2,371	5,299	16,470	113,303
研究業務費	55,014	1,920	3,476	2,916	63,326
受託業務費	19,429	2	679	-	20,111
人件費	13,545	427	1,096	4,326	19,394
一般管理費	-	-	-	1,875	1,875
減価償却費	1,174	22	48	7,354	8,598
財務費用	-	-	-	-	-
臨時損失	-	-	-	-	-
収益の部	89,162	2,371	5,299	16,470	113,303
運営費交付金収益	67,842	2,322	4,527	9,078	83,769
受託収入	19,429	2	679	-	20,111
自己収入	717	25	45	38	826
繰延運営費交付金(資産)戻入	1,174	22	48	7,354	8,598
財務収益	-	-	-	-	-
臨時利益	-	-	-	-	-
純利益	-	-	-	-	-
目的積立金取崩額	-	-	-	-	-
総利益	-	-	-	-	-

(注)

1. 収支計画は、予算ベースで計上した。
2. 減価償却費は、交付金収入で取得した 50 万円以上の有形固定資産の減価償却累計額を計上した。
3. 減価償却費については、定額法を用い、備忘価額（1 円）まで償却することとして計算した。
4. 退職手当については、その全額について運営費交付金を財源とするものとして想定している。
5. 「金額」欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

別表 3 : 資金計画

令和 8 年度～令和 12 年度資金計画

(単位 : 百万円)

区別	研究業務	情報業務	適応業務	共通	合計
資金支出	88,610	2,360	5,277	27,708	123,956
業務活動による支出	87,988	2,349	5,251	9,116	104,705
研究業務費	55,014	1,920	3,476	2,916	63,326
受託業務費	19,429	2	679	-	20,111
その他経費	13,545	427	1,096	6,200	21,269
投資活動による支出					
有形固定資産の取得による支出	622	12	25	18,592	19,250
財務活動による支出	-	-	-	-	-
次期中長期目標期間への繰越金	-	-	-	-	-
資金収入	88,610	2,360	5,277	27,708	123,956
業務活動による収入	88,610	2,360	5,277	13,014	109,262
運営費交付金による収入	68,464	2,333	4,552	12,976	88,326
受託収入	19,429	2	679	-	20,111
自己収入	717	25	45	38	826
投資活動による収入					
施設整備費による収入	-	-	-	14,694	14,694
財務活動による収入	-	-	-	-	-
前年度からの繰越金	-	-	-	-	-

(注)

1. 資金計画は予算ベースで計上した。
2. 業務活動による支出は、有形固定資産取得見込額等を差し引いた額を計上した。
3. 投資活動による支出は、運営費交付金及び施設整備費補助金で取得する有形固定資産の取得見込額等を計上した。
4. 「金額」欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは合致しないものがある。

国立研究開発法人 国立環境研究所の達成すべき 業務運営に関する目標（中長期目標）

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 35 条の 4 の規定に基づき、国立研究開発法人国立環境研究所の達成すべき業務運営に関する目標（中長期目標）を次のとおり定める。

令和 8 年 3 月 2 日

第 1 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

1. 法人の使命

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「国環研」という。）は、我が国の環境科学における中核的研究機関であり、その活動は、国の環境政策への科学的、技術的基盤を提供するとともに、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 30 条において国が環境の保全に関する科学技術の振興のために講ずべきとされる「研究開発の推進及び成果の普及、研究者の養成」等について、環境研究・技術開発の面から、大きく貢献してきた。

国環研は、国立研究開発法人国立環境研究所法（平成 11 年法律第 216 号。以下「国環研法」という。）第 3 条に基づき、「地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及び整備その他の環境の保全（良好な環境の創出を含む。以下「環境の保全」という。）に関する調査及び研究を行うことにより、環境の保全に関する科学的知見を得、及び環境の保全に関する知識の普及を図ること」を目的として、国環研法第 11 条に基づく次の業務を行うこととされている。

- ① 環境の状況の把握に関する研究、人の活動が環境に及ぼす影響に関する研究、人の活動による環境の変化が人の健康に及ぼす影響に関する研究、環境への負荷を低減するための方策に関する研究その他環境の保全に関する調査及び研究（国環研法第 11 条第 1 項第 1 号。以下「環境研究に関する業務」という。）。
- ② 環境の保全に関する国内及び国外の情報の収集、整理及び提供（国環研法第 11 条第 1 項第 2 号。以下「環境情報の収集、整理及び提供に関する業務」という。）。
- ③ 気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号。以下「適応法」という。）第 11 条第 1 項に関する業務（国環研法第 11 条第 2 項。以下「気候変動適応に関する業務」という。）。

2. 法人の現状及び課題

国環研は、国立公害研究所として昭和49年に設立されて以来、幅広い環境研究に学際的・総合的に取り組む研究機関として、環境問題の解決に資する情報の発信や環境政策への科学的知見の提供を通じ、行政や社会に貢献してきた。

第5期中長期目標期間においては、環境研究・環境技術開発の推進戦略の実現に向けた「戦略的研究プログラム」をはじめ、政策的・学術的な源泉となる幅広い「基礎・基盤的取組」を進め、有識者における外部研究評価においても高い評価を得た。

国の計画に沿った大型事業としては、エコチル調査と衛星観測を実施してきた。エコチル調査では、各センターと連携し全国10万組の親子を対象として環境と健康にかかわるデータ・試料の蓄積・活用を着実に進めている。また、衛星観測では温室効果ガス観測技術衛星2号(GOSAT-2)及び令和7年度に3号機として打ち上げられた温室効果ガス・水循環観測技術衛星(GOSAT-GW)からのデータ処理を1号と合わせて進めている。適応法に基づく業務としては、国を始め地方公共団体、事業者、個人の適応推進のために情報発信や研修等を通じた技術的援助及び気候変動適応研究に総合的に取り組んできた。さらには、「気候変動適応情報プラットフォーム(A-PLAT)」や「アジア太平洋気候変動適応情報プラットフォーム(AP-PLAT)」を通じ、科学的知見や取組事例などの情報を活用しやすい形で提供してきた。

また、地方組織として福島地域協働研究拠点及び琵琶湖分室を設置し、それぞれの地域に根ざした地域協働型の研究も進め、地域の環境回復・創生や地方づくりに貢献している。

一方、複雑化・多様化する環境問題へ対応するためには、研究体制の強化や学際的ネットワークの構築が不可欠であり、将来的な研究活動の持続性という観点において、人材の確保・育成が課題となっている。また、昭和49年の設立以来50年以上が経過したことにより、研究本館をはじめとする施設・研究設備の更新を迫られているほか、個別に収集・管理されてきた研究データを一元的に集約し、研究者のみならず自治体・企業といった利用者に対し付加価値を高めて情報提供するための環境情報基盤を整備することが今後の課題として挙げられる。

3. 政策を取り巻く環境の変化

現在、人類は気候変動、生物多様性の損失、汚染という3つの深刻かつ世界的な環境危機に直面しており、これは人類の活動が、地球の環境収容力(プラネタリー・バウンダリー)を超えつつあり、自らの存続の基盤である環境、自然資本の安定性を脅かしつつあることを示している。

現下の危機的状況を克服するためには、現代の経済社会システムの延長線上

での対応ではなく、新たな経済社会システムへの転換が必要である。第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）では、目指すべき持続可能な社会の姿を、環境保全とそれを通じた「ウェルビーイング／高い生活の質」が実現できる「循環共生型社会」と定めている。そして、その実現のため、環境・経済・社会の統合的向上の高度化に向け、ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブ等といった個別分野の環境政策を統合的に実施し、相乗効果（シナジー）やトレードオフといった分野間の関係性を踏まえ、環境負荷の総量を減らし、経済社会の構造的課題の解決にも結びつけていくこととしている。

また、複雑化する環境・経済・社会の課題を横断的に解決するためには、自然科学のみならず人文・社会科学をも含めた多様な「知」の創造とこれらの知の総合的な活用（「総合知」の活用）、さらにはこれらを担う人材育成が必須である。科学技術・イノベーションは、気候変動を始めとする社会課題の解決を成長の源泉へと転換し、持続的な経済成長を実現する原動力である。同時に、感染症や自然災害等の脅威に対し、国民の安全・安心を確保する観点からも、国家の生命線となっている。そのため、環境研究・環境技術開発の推進戦略（令和6年8月23日環境大臣決定）にも示すとおり、環境科学研究における中核的機関である国環研の発展はより一層重要になる。

4. 第6期中長期目標期間における国立環境研究所のミッション

以上の位置付け及び役割の下、第5期中長期目標期間における業務の実績についての評価等を踏まえ、第6期中長期目標期間における国環研のミッションを次のとおりとする。

- ① 重点的に取り組むべき課題への分野横断的・統合的な研究活動の推進
- ② 各分野を中核とした研究・技術開発の着実な推進
- ③ 研究成果の実装・社会転換の強化・推進
- ④ 環境データを活用した環境研究の推進
- ⑤ 国の計画に沿った大型事業、及び気候変動適応に関する業務の着実な実施
- ⑥ 環境情報の収集、整理及び提供等に関する業務の着実な実施

(別添1) 国立研究開発法人国立環境研究所に係る政策体系図

第2 中長期目標の期間

通則法第35条の4第2項第1号の中長期目標の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とする。

第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

通則法第35条の4第2項第2号の研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。

第6期中長期目標期間においては、国環研法第11条に基づく国環研の主要な業務である「環境研究に関する業務」、「環境情報の収集、整理及び提供等に関する業務」及び「気候変動適応に関する業務」を一定の事業等のまとまりと捉え、目標を設定し、1.(1)及び3.を重要度「高」と設定して集中して取り組むこととする。

なお、評価にあたっては、別添2の評価軸及び評価指標等に基づき、総合的な判断により、評価・評定を実施するものとする。

1. 環境研究に関する業務

環境研究に関する業務については、第6期中長期目標期間においては、以下の事項に取り組むものとする。

- (1) 重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の推進
- (2) 環境研究分野それぞれを中核とした研究・技術開発の戦略的推進
- (3) 国の計画に基づき中長期目標期間を超えて実施する大型事業の着実な推進
- (4) 国内外機関との連携の強化及び政策貢献を含む社会実装の推進

(1) 重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の推進

第六次環境基本計画が提示する環境・経済・社会の統合的向上を目指す持続可能な「循環共生型社会」の具体化・実現において、科学的側面からの課題解決を先導的に推進するべく統合型研究プログラムを設定し、(2)の取組と密な連携のもとで、統合的な観点での研究開発を推進する。

なお、研究活動の進捗状況や国内外の環境面、経済面、社会面での情勢の変化に応じて、中長期目標期間中に実施内容を見直し又は追加する場合がある。

① 脱炭素・資源循環・自然再興の早期実現に向けてシステムチェンジを加速する研究プログラム

将来世代を環境的脅威から守り、人々のウェルビーイングが高まる社会を作るために、脱炭素・資源循環・自然再興を早期実現することの意義や必要性を明らかにする。その上で、実現の要となるシステムチェンジの同定と加速化手段の提案に多角的に取り組み、システムチェンジの社会実装を促進する科学的基盤を構築する。

- ② 自然を活用した解決策（NbS）の実装と展開に向けた研究プログラム
自然を活用した解決策（Nature-based Solutions）の有効性を科学的に検証し、社会制度や技術を統合して地域社会に実装するための研究拠点を形成し、持続的でレジリエントな社会基盤の構築に貢献する研究と社会実装を推進する。
- ③ 水・大気・土壌などの媒体を横断する環境汚染に伴う人や生態系への新たな脅威の包括的把握・解決を目指す研究プログラム
人間活動によって引き起こされた未知・未規制物質を含むパーフルオロもしくはポリフルオロアルキル化合物（PFAS）ほか残留性・移動性の高い媒体横断物質・プラスチックおよびその添加剤・薬剤耐性菌および抗微生物剤の3つの新たな脅威となる環境汚染問題に対して、発生源・排出解析、多媒体横断動態解析、影響解析を同時に行い、ワンヘルスの観点から、人間の健康と生態系の健全性の向上に資する研究を行うことにより、レギュラトリーサイエンスの推進に貢献する。

【重要度：高】【困難度：高】

重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の推進は、推進戦略に提示されている各領域における重点課題に対応し、我が国の環境政策の意思決定の科学的根拠となるものであるため重要度は高い。また、従来の個別分野を超えた分野横断的な連携により複合課題の解決に取り組むものであり、困難度が高い。

（2）環境研究分野それぞれを中核とした研究・技術開発の戦略的推進

推進戦略で提示する社会像の実現に向け、環境研究の柱となる4つの分野と、地域社会の関係主体と協働してより統合的・実践的な取組を推進する分野を設定し、第5期中長期目標期間での戦略的研究プログラムと基礎・基盤を担う研究分野での取組を発展させつつ、各分野を中核とした研究・技術開発を戦略的に推進する。なお、環境計測、観測手法の高度化等の先端的な計測研究は、各分野の研究と一体的に推進し、環境計測の精度管理等に関する共通・基盤的な計測業務、人間社会システムを中心に据えた一連の研究（社会システム研究）や災害・事故に伴う環境問題への対応に貢献する研究・技術開発（災害環境研究）は分野横断的に推進する。

それぞれの分野では、今後起こりうる環境問題に対応するための先見的・先端的な学術基礎研究と、研究所の研究能力の維持向上を図るための創発的・独創的な萌芽的研究を推進する「先見的・先端的な基礎研究」を設定する。また、

随時生じる環境政策上の必要性の高い課題に対応する「政策対応研究」とともに、研究分野それぞれの重要課題に関して統合的・実践的な取組を指向する「プロジェクト型研究」を設定し、分野間の連携や（１）の取組との相互連携も活用しつつ、創造的・先端的な科学の探究を基礎とする研究から実践的研究、社会実装に関わる事業的取組に至るまで幅広い段階を含む取組を体系的に実施する。

これらに加えて、今後も我が国が環境科学分野における牽引役となりうるよう、分野横断的に、環境科学に関する知的研究基盤の整備を推進する。

なお、気候変動適応に関する研究は、３．気候変動適応に関する業務の中で実施し、評価する。

ア．各分野における研究・技術開発の戦略的推進

① 気候変動分野

気候変動の緩和及び地球規模汚染の改善に資する研究を行い、世界の気候変動に関する政策決定に必要な科学的基盤を提供し、地球の大気質を改善し気候を安定化させる 1.5℃目標の実現に貢献することを目指す。

② 資源循環分野

システム研究、リスク研究、技術開発研究の3つの専門分野の視点から、資源循環システムの包括的分析、資源循環過程における物質の資源性と有害性の評価、廃棄物処理処分の計画と技術開発に関する研究を実施し、資源循環・廃棄物行政や政策立案を支援する。

③ 自然共生分野

野生生物の保全と管理、外来生物等による影響の評価と対策及び環境変動による生態系影響の解明と保全に関する研究を進め、生態系の健全性の回復に資する政策提言を行い、自然再興の実現、ヒトと自然との共存及び持続可能な生態系利用を推進させる。

④ 安全確保分野

未知・未規制の化学物質や、化学物質や微生物等の環境中での複合的な要因による環境汚染に対する安全確保と環境媒体の管理・改善に資するため、化学物質等によるヒト健康・生態系リスクの評価と対策案、大気、水、土壌における物質動態の理解と保全策に関する研究を行い、併せてレギュラトリーサイエンスに係わる研究の推進を図る。

⑤ 地域協働/社会協働分野

これまでの災害・復興及び持続可能な地域形成に資する研究蓄積を統合・発展させ、分野横断的な課題解決と持続可能性の向上を通じて地域社会への貢献を強く志向する研究を行う。地域の関係者との協働を基盤とし、実践と理論の両輪で進め、方法論の構築、実践知の整理と理論化した上での提示、さらには地域協働論の発展を先導する。

イ. 知的研究基盤の整備に関する取組

知的研究基盤の整備については、モニタリング、データベース・情報ツール、計測標準化、試料保存・提供それぞれに、以下の取組を推進する。

① モニタリングに関する取組

長期的視点に立った世界・地域スケールでの気候変動や汚染物質等に関する大気・海洋・陸域でのモニタリングや気候変動影響モニタリング、生物・生態系に関するモニタリング、霞ヶ浦・琵琶湖での水質や気象に関する観測等を継続的に推進する。

② データベース・情報ツールに関する取組

温室効果ガス観測データ・インベントリ等の公開や、資源・マテリアル、生物多様性、大気汚染予測情報、化学物質等に関するデータベースや情報ツールの整備や維持・管理及び充実を図るとともに、情報発信やアウトリーチに努める。また、知的研究基盤整備に関する他の取組も含め、(4)③の環境研究共創拠点を通じた管理・提供等、各種情報・データ全体のアクセシビリティ及びユーザビリティの向上を目指す。

③ 計測標準化に関する取組

国内の生態影響試験のリファレンスラボラトリーとしての取組や生態影響試験法の国際標準化、国際基準に合致した環境標準物質の開発・分譲等による環境試料の化学分析の標準化の取組を推進する。また、環境研究の基盤となる良質な計測データの提供や、多数の物質を効率的に分析するための一括的な分析法の活用に関する検討、計測精度の維持・向上のため観測・計測・解析手法の開発や応用についても取り組む。

④ 試料保存・提供に関する取組

生物資源の収集・保存を通じた絶滅危惧種の域外保全に関する取組や、

環境試料の系統的な収集・分析と長期保存に関する取組、微細藻類をはじめとする生物資源の持続的利用推進のための取組、生物応答試験や微小プラスチックを含めた各種化学物質の安全性評価のための実験水生生物の分譲に関する取組を推進する。

(3) 国の計画に基づき中長期目標期間を超えて実施する大型事業の着実な推進

国環研の研究と密接な関係を有し、組織的・継続的に実施することが必要・有効な業務のうち、特に、国の計画に沿って、実施組織の中で中核的な役割を担うこととされている、衛星観測に関する事業と子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）に関する事業を着実に推進する。

① 衛星観測に関する事業

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号）及び「宇宙基本計画」（令和 5 年 6 月 13 日閣議決定）に基づき、令和 7 年度に打ち上げられた 3 号機を含む GOSAT シリーズによる温室効果ガス等のモニタリングを実施する。特にデータ処理システムの改良と運用や処理結果の検証に重点的に取り組み、パリ協定の実施に資する観測データを国際社会に提供する。さらに気候変動に関する科学への貢献等を目指し、4 号機の検討を進める。

② エコチル調査に関する事業

「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）基本計画」（平成 22 年 3 月 30 日環境省策定、令和 5 年 3 月 30 日改定）や「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）研究計画書」（平成 22 年 8 月 10 日国環研エコチル調査コアセンター策定、令和 7 年 6 月 2 日改定）等に基づき、平成 22 年度に開始された全国 10 万組の親子を対象とした出生コホート調査について、全体を対象とした質問票調査及び対面式で行う学童期検査や青年期検査、並びに、約 5000 名を対象とした詳細調査等を着実に実施する。

(4) 国内外機関との連携の強化及び政策貢献を含む社会実装の推進

推進戦略において、国環研は、国立研究開発法人として環境省をはじめとした関係省庁や大学・他の国立研究開発法人・地域の環境研究拠点との連携強化、さらには地球規模での課題への貢献に向けた国際的な連携の推進に取り組むことが求められている。

そこで、国内外の大学、他の研究機関、民間企業等様々な主体との連携を通して研究開発成果の国全体での最大化を図るとともに、第6期科学技術・イノベーション基本計画や統合イノベーション戦略2025（令和7年6月6日閣議決定）を踏まえ、国内外機関との連携の強化や研究開発成果の社会実装・社会貢献を推進するため、以下の取組を行う。

① 中核的研究機関としての国内外機関及び関係主体との連携の組織的推進

- ・環境研究における中核的研究機関として、国内外の大学や他の国立研究開発法人、地方環境研究機関との共同研究・研究交流等や、民間企業との連携・ネットワーク構築を推進する。また、国環研の地方拠点等も活用しながら、地方公共団体、NPO、NGO、市民等を含む多様な関係主体との協働を推進する。
- ・国際連携に関しては、環境研究の国際拠点としての機能強化を図り、我が国の環境対策の経験を活用した支援、国際機関や国際学術団体の活動への貢献等に取り組むほか、国際標準的な試験評価手法の確立等の国際ルール作りに向けた国際機関の活動に参画し、国環研の研究成果と能力を活かした積極的な貢献を果たす。
- ・国内外の大学との連携においては、連携大学院制度やインターンシップ制度も活用し、次世代の若手研究人材の育成にも取り組む。

② 成果の社会還元及び社会実装

- ・個別の研究成果の発表については、査読付き発表論文数、誌上発表件数及び口頭発表件数について第5期中長期計画期間中と同程度の水準を目安として推進するとともに、学協会における委員会への参画や研究会・シンポジウム等の開催を積極的に行う。
- ・関係審議会等への参画をはじめ、環境政策の決定や現場の課題解決に必要な科学的な事項の検討に貢献し、政策貢献等を通じて、研究開発成果の社会実装を推進する。
- ・データベース、保存試料、環境標準物質等の外部研究機関等への提供に努める。
- ・知的財産については、知的財産ポリシーに基づいて、知的財産マネジメントを行う。さらに、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第34条の6第1項の規定に基づき、国環研が所有する知的財産又は国環研に関連する技術・知識等の研究成果を活用したスタートアップ等の育成・支援のための組織的な取組を行う。

③ データ連携を通じた環境研究の推進及び成果の普及

環境・経済・社会の多岐にわたる情報の統合的解析及び AI 研究を含むデータサイエンス研究を推進し、並びに、国内外の関係研究機関等とのデータ連携を推進する「環境研究共創拠点」*を構築する。

※ 環境研究共創拠点は、統合的な環境研究情報基盤であり、情報システムのハードウェア・ソフトウェアのみならず、所内での体制構築や外部研究者との連携推進まで含めた総称である。

2. 環境情報の収集、整理及び提供等に関する業務

(1) 環境情報の収集、整理及び提供

国民の環境問題や環境保全に対する理解を深め、国、地方公共団体、企業、国民等の環境保全の取組への参画等を促進するため、様々な環境の状況等に関する情報や環境研究・技術等に関する基盤的な情報について収集・整理し、国環研ウェブサイトや「環境研究共創拠点」を通じて提供する。

これまで運用してきた環境情報を発信する総合的なウェブサイト「環境展望台」は、近年の多様化するユーザーニーズに応えるべく発展的に解消し、必要な機能・コンテンツを環境研究共創拠点等へ移行し、各種情報・データ全体のアクセシビリティ及びユーザビリティの向上やオープンデータ化に取り組む。

- ・国民が正確な情報の拠り所として参照することを意識した、学術的な背景や最新の法令等に基づく環境技術解説を、図表等を用いてわかりやすく提供する。
- ・オープンサイエンスの推進に向け、研究成果の公開に取り組む。また、各種のデータセットへのデジタルオブジェクト識別子 (DOI、永続的かつ一意に識別可能な国際標準規格) 付与を推進し、研究データの流通および利活用の促進を図る。
- ・環境研究共創拠点を通して提供する環境データセットについて、研究データ管理、データ構造化や品質管理を推進することにより、透明性・利便性を向上させる。
- ・インタラクティブな視覚化ツールや地理情報システム (GIS) 技術を活用し、国環研が提供する環境データの内容を俯瞰的・直感的にわかりやすく伝える。

(2) 広報・アウトリーチ活動

- ・プレスリリース、ホームページ、SNS 等を組み合わせたクロスメディア戦略により、国民にわかりやすく最新の情報を発信する。

- ・ホームページ改善を進め、利用者の利便性向上と迅速な情報提供を図る。
- ・シンポジウムや施設公開を通じ、成果を直接国民に届ける場を創出する。
- ・見学対応や講師派遣などのアウトリーチ活動を積極展開し、双方向の対話を促進することで、社会の声を研究へ反映し、国民との信頼関係を深める。
- ・上記の取組等を通じ、研究所を支える優秀な次世代人材等の育成・確保にもつなげていく。

3. 気候変動適応に関する業務

適応法に基づき、国、地方公共団体、事業者、国民の適応推進のための技術的援助及び気候変動適応研究に一体的・総合的に取り組む。

適応法施行 5 年を経て適応施策及び研究が一定程度進展してきた状況を踏まえ、今期は中でも特に、研究成果の社会実装及び適応策の実践強化を推進していく。

(1) 気候変動適応推進に関する技術的援助

① 情報基盤の整備・運用

- ・国、地方公共団体、事業者、国民の適応策を推進するための情報基盤(A-PLAT)を整備・運用する。これを通じ、(2)に掲げる調査研究の成果を含む気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、分析、整理及び提供を行う。
- ・国の気候変動適応推進会議による関係行政機関の緊密な連携協力体制の下、「気候変動適応に関する研究機関連絡会議」及び「気候変動適応の研究会」を運営する。これにより、地域の機関も含む関係研究機関の間の情報交換・連携を深め、研究成果の社会実装促進や適応策の実践強化に貢献する。
- ・国、地方公共団体、事業者等幅広い主体の動向について情報収集し、またこれら主体との意見交換を通じ、幅広い関係主体のニーズや課題を把握し、さらなる科学的知見の活用促進や研究成果の社会実装、適応策の実践につなげる。
- ・A-PLAT を通じた各主体に向けた分かりやすい情報提供、メルマガ・SNS を通じたプッシュ型情報発信を継続実施する。また今期は特に、国や関係する事業者等とも連携し、国民の理解及び行動を促進することを目指す。

② 地方公共団体等各主体に対する技術的援助

- ・委員・講師派遣、問合せ対応、データ・資料・ツール・科学的知見の提供等、幅広い活動を通じて、都道府県又は市区町村による地域気候変動適応計画の策定又は推進等に係る技術的援助、地域気候変動適応センターに対する技術的援助、また、事業者等各ステークホルダーの取組推進のための技術的援助

を行う。

- ・地方公共団体や地域気候変動適応センターに対しては、積極的にコミュニケーションを図り地域ごとの実情を的確に把握しつつ、多様なニーズに応じた各種研修の実施、意見交換会の開催、科学的知見を施策に活用するための資料やツールの開発・提供等を実施する。今期は特に、地域の実情に応じた地域計画や地域センターのさらなる充実に向け、それらを適切に評価するための手法・指標等を開発する。また、適応策の主流化や他の分野の施策とのシナジー強化を目指し、地方創生につながる適応策のあり方について検討する。
- ・事業者に対しては、業種・業態ごとのニーズや課題を把握した上で、A-PLATを通じた適応取組事例の収集・発信、セミナー・シンポジウム等の開催、e-learning等のツールの開発・提供等を行い、気候リスク管理と適応ビジネスの両面での取組を推進する。今期は特に、金融機関や経済団体へのアプローチを通じて、より幅広い事業者への適応策の浸透を目指していく。

③ 国際的な連携・協力

- ・国内外の関係機関等と連携しつつ、気候変動影響・適応に関する科学的情報の収集やツール開発を行い、これらを AP-PLAT を通じて提供することにより、主にアジア太平洋地域における気候変動適応の推進に貢献する。今期は特に、これら地域における適応策推進のための資金アクセスを支援するツールの開発に着手する。

(2) 気候変動適応に関する調査研究・技術開発業務

- ・基礎的取組として萌芽的研究を含む基礎研究を継続しつつ、応用的取組として1(2)に示すプロジェクト型研究を行うとともに、これら研究成果を(1)の技術的援助業務につなげるための知的基盤整備(地方公共団体等との共同研究の構築、研究データベース構築、ツール開発等)を併せて行うことにより、研究成果の社会実装を加速し、適応策の充実強化に貢献する。
- ・その際、関連分野が多岐にわたることから、気候変動適応に関する研究機関連絡会議の構成機関(20の国研)、その他関連する大学・研究機関、及び地域気候変動適応センターと緊密に連携して取組む。
- ・これら研究の成果は、(1)の技術的援助業務に積極的に活用するほか、A-PLAT や AP-PLAT を通じた発信、ケーススタディエリアでの利活用を通じ、国内における国(政府影響評価報告書・適応計画の改訂)及び地方公共団体等の適応推進に貢献するのみならず、アジア太平洋地域の適応推進への貢献も目指す。
- ・さらには、国際プロジェクト ISIMIP など国際的な研究活動にも積極的に取り組むほか、IPCC や ISO などの国際枠組への貢献を目指す。

以上（１）及び（２）に掲げる取組を通じて、適応法及び同法の規定により策定される気候変動適応計画に基づく気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進に貢献する。

【重要度：高】

気候変動適応に関する調査研究・技術的支援等の取組は、喫緊の課題として法制化された気候変動適応に関する取組であり重要度は高い。

第４ 業務運営の効率化に関する事項

通則法第 35 条の 4 第 2 項第 3 号の業務運営の効率化に関する事項は次のとおりとする。

1. 業務改善の取組に関する事項

（１）経費の合理化・効率化

国環研の環境研究の取組の強化への要請に応えつつ、業務の効率化を進め、運営費交付金に係る人件費を除く業務費（「衛星による地球環境観測経費」及び「子どもの健康と環境に関する全国調査経費」を除く。）のうち、毎年度業務経費及び一般管理費ともに 1%以上の削減を目指す。なお、一般管理費については、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

（２）人件費管理の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、検証を行った上で、給与の適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

（３）調達等の合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）を踏まえ、国環研が毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。原則として調達は、一般競争入札によるものとしつつ、研究開発業務の特殊性を考慮した随意契約を併せた合理的な方式による契約手続きを行う等、公正性・透明性を確保しつつ契約の合理化を推進する。また、内部監査や契約監視委員会等における点検・見直し等により契約の適正化を推進する。

2. 業務のデジタルトランスフォーメーション (DX) に関する事項

業務のデジタルトランスフォーメーション (DX) 推進による業務の効率化と利便性の向上等を図るため、技術革新を踏まえながら情報システムの充実に取り組む。そのため、情報セキュリティと DX 推進を一体的に推進する体制を整備し、職員の情報リテラシーの向上及び IT 人材の育成を図るとともに、積極的な AI 利活用の促進で生産性の向上を図る。また、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定) に則り、業務運営を支える情報基盤、情報システムの適切な整備及び安定的な運用管理を行う。

第 5 財務内容の改善に関する事項

通則法第 35 条の 4 第 2 項第 4 号の財務内容の改善に関する事項は次のとおりとする。

第 4 の 1 「業務改善の取組に関する事項」で定めた事項に配慮した中長期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

なお、独立行政法人会計基準の改訂(平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会策定、令和 7 年 9 月 29 日改訂)等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされていることを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を適切に管理するとともに、セグメント情報(行政コスト、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト、事業収益、事業損益、総損益及び総資産額を、一定の事業等のまとまりごとに区分した情報)を引き続き開示する。

(1) バランスのとれた収入の確保

健全な財務運営と業務の充実の両立を可能とするよう、交付金の効率的・効果的な使用に努めるとともに、第 3 の 1. (4) や第 3 の 2. の成果を活用しつつ、競争的な外部研究資金、受託収入、寄附金等運営費交付金以外の収入についても引き続き質も考慮したバランスの取れた確保に努める。競争的な外部資金の獲得については、環境研究に関する競争的外部資金の動向を踏まえつつ、国環研のミッションに照らし妥当であることを前提に、外部資金を利用する研究の形成及び実施の支援を行う。

(2) 保有財産の処分等

研究施設の現状や利用状況を把握し、施設の利用率のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に

沿って、保有資産の保有の必要性について、継続的に自主的な見直しを行う。

第6 その他の業務運営に関する重要事項

通則法第35条の4第2項第5号のその他業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。

1. 内部統制の推進

(1) 内部統制に係る体制の整備

理事長のリーダーシップの下、幹部クラスで構成する会議をはじめ階層的な所内会議を定期的で開催し、中長期的視点を含めた組織運営のあり方や課題への対応方策について検討するとともに、研究所のミッションの浸透、モチベーション・使命感の向上を図る。

「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について」（平成26年11月28日総管査第322号。総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に記載した事項の運用を確実に行うとともに、業務の効率化との両立に配慮しつつ、内部統制委員会を中心に、モニタリング体制等内部統制システムの整備・運用を推進する。また、統制環境の有効性、効率性を定期的に確認し、その結果を踏まえ、内部統制制度の強化を図る。さらに、全職員を対象に内部統制に関する研修を実施する等、職員の教育及び意識向上を積極的に進める。

(2) コンプライアンスの推進

我が国における環境研究の中核的機関として、社会から高い信頼性を得てその使命を果たすべく、コンプライアンスの徹底を図る。このため、所内にコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの実践の推進や取組状況のフォローアップを着実にを行い、業務全般の一層の適正な執行を確保する。

研究不正・研究費不正使用については、管理責任の明確化、教育研修等事前に防止する取組を推進するとともに、万一不正行為が認定された場合は厳正な対応を図る。

(3) 研究セキュリティ・研究インテグリティの確保

研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対応するため、機微技術・情報の流出防止措置など研究セキュリティ・研究インテグリティの確保に引き続き取り組むこととし、「国立研究開発法人の機能強化に向けた取組について」（令和6年3月29日関係府省申合せ）等の政策方針も踏まえ、関連部署

が連携してその体制の一層の整備と運用強化を図る。

(4) 情報セキュリティ対策等の推進

① 情報セキュリティ対策の推進

「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」(令和 7 年 6 月 27 日国家サイバー統括室(NCO)サイバーセキュリティ戦略本部決定)等を踏まえ、情報セキュリティポリシーや基準を適宜見直し、これに基づく適切な情報セキュリティ対策強化を講じるとともに、教育や遵守に向けた活動を包括的に対応する組織運営を実施する。さらに、研究セキュリティも考慮しつつ最新の技術に対応しながら、情報セキュリティに関する組織的対応能力の維持・向上に取り組む。また、これらの実施状況を踏まえた PDCA サイクルによる改善を図る。

② 個人情報等の管理体制の整備

個人番号及び特定個人情報を含む保有個人情報等については、関係規程等に基づき、関係職員の指定や組織体制の整備、個人情報保護研修や管理状況の点検の実施などを行うことにより、安全で適切な管理を確保する。

(5) PDCA サイクルの徹底

業務の実施に当たっては、組織横断的な研究活動を含め、年度計画に基づき各階層における進行管理や評価、フォローアップ等を適切に実施し、PDCA サイクルを徹底するものとする。研究業務については、妥当性を精査しつつ毎年度研究計画を作成するとともに、外部の専門家・有識者を活用する等して適切な評価体制を構築し、評価結果をその後の研究計画にフィードバックする。

(6) リスク対応のための取組の推進

業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして、識別、分析及び評価し、リスク管理委員会での議論等を踏まえリスクの発生の防止、発生の可能性の低減、発生した場合の被害の最小化、早期復旧及び再発防止等に関する取組を推進する。

2. 人事の最適化

(1) 優れた人材の確保

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第 15 条等を踏まえ、クロスアポイントメント制度や年俸制を積極的に活用し、国立研究開発法人及び大学等との連携強化や優れた人材の確保等に努め、研究の活性化を促進する。

事務系職員についても、適正な組織運営及び研究成果の最大化に貢献するべく、経験者採用も含めた積極的な職員採用等を進め、優れた人材の確保に努める。

(2) 若手研究者等の能力の活用

若手研究者、女性研究者、外国人研究者及び障害をもつ研究者の能力活用のための取組を一層推進するため、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第24条に基づく「人材活用等に関する方針」（平成23年2月3日国環研決定）等に基づいて取組を進める。

また、人的資源の最適配置を行うほか、優れた研究者の登用、既存の人材の活性化・有効活用により人事管理を行い、人材の効率的活用を図る。

さらに各研究部門において、専門的、技術的能力を維持・承継できる体制を保持する。

(3) 管理部門の能力向上

主体性、協調性及び専門性を備えた人材を育成するために、実効的な研修計画を立案・実施し、能力及び士気の向上を図る。

また、個人の資質、能力及び適性を考慮した配置を行い、関係機関との人事交流等も含め多様な業務経験を通じて国環研の研究・業務活動を支援・推進するとともに、組織の適正な運営に努める。

加えて、管理部門のうち特に研究支援を担当する部門において、豊富な知識、技術、経験等を持つシニア職員がその能力を存分に発揮して活躍できる制度を運用する。

(4) 適切な職務業績評価の実施

職務業績評価については、本人の職務能力の向上や発揮に資するよう、また、国環研の的確な業務遂行に資するよう適宜評価方法の見直しを行う。

また、必ずしも学術論文の形になりにくい事業、環境政策対応等の研究活動の実績を適切に評価する。

3. 施設・設備の整備及び管理運用

良好な研究環境を維持・向上するため、施設及び設備の老朽化対策をはじめ、業務の実施に必要な施設及び設備について、環境研究の中核的機関としての、環境への配慮の取組も進めつつ、計画的な整備・改修・保守管理に努める。

また、研究体制の規模や研究内容に見合った研究施設のスペースの再配分を進めるほか、老朽化が顕著である研究本館等を集約する「新研究本館（新居室棟）」等の工事等において、環境面も含めて効率的・効果的な運営を図るとい

理念を元に、外部施設の利用可能性も考慮しつつ、より具体的な整備計画を立て、研究施設の効率的な利用の一層の推進を図る。

4. 安全衛生管理の充実

勤務する者の安全と心身の健康の保持増進を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため、以下の取組を行う。

(1) 職員の健康保持増進

定期健康診断の他特殊な業務に応じた各種健康診断を確実に実施するとともに、保健指導、カウンセリングを随時行う。また、メンタルヘルスセミナーやストレスチェックの実施等メンタルヘルス対策等を推進し、職員の健康を確保する。

(2) 危機管理体制の充実

人為的な事故を未然に防止し、災害等が発生した場合にも継続的に研究業務等に取り組むことができるよう、放射線や有機溶剤等に係る作業環境測定や化学物質リスクアセスメント制度等職場における危険防止・健康障害防止措置の徹底、救急救命講習会や労働安全衛生セミナーの開催、地震・火災総合訓練等各種安全・衛生教育訓練の推進等危機管理体制の一層の充実を図る。

5. 業務における環境配慮等

我が国における環境研究の中核的機関として、省エネルギー、省資源、廃棄物の削減及び適正処理、化学物質の適正管理に努める等自主的な環境管理に積極的に取り組み、自らの業務における環境配慮についてより一層の徹底を図る。

また、業務における環境配慮の成果を毎年度取りまとめ、環境報告書として公表するとともに、国民の環境配慮の取組を増進させるために、国環研の業務における環境配慮の取組・成果についての積極的な発信に努める。

別添1：国立研究開発法人国立環境研究所に係る政策体系図

別添2：国立研究開発法人国立環境研究所に係る評価軸及び評価指標等

科学技術・イノベーション基本計画

環境基本計画

環境省の政策体系

地球温暖化対策の推進

地球環境の保全

大気・水・土壌環境等の
保全

資源循環政策の推進

生物多様性の保全

人と自然のふれあいの
推進

化学物質対策の推進

環境保健対策の推進

環境・経済・社会の統合
的向上及び環境政策の
基盤整備

地域脱炭素の推進

放射性物質による環境
の汚染への対処

環境研究・環境技術開発の推進戦略
(令和6年8月環境大臣決定)

統合領域

- ① 持続可能な社会の実現に向けたビジョン・理念の提示及びその実現
- ② 環境・経済・社会の統合的向上
- ③ ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブの統合的な実現
- ④ 災害・事故に伴う環境問題への対応
- ⑤ グローバルな課題の解決及び国際協調・国際競争力の強化

気候変動領域

- ⑥ 気候変動緩和策
- ⑦ 気候変動適応策
- ⑧ 地球温暖化現象の解明・予測・対策評価

資源循環領域

- ⑨ 地域循環共生圏形成に資する廃棄物処理システムの構築
- ⑩ ライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ⑪ 社会構造の変化に対応した持続可能な廃棄物の適正処理の確保

自然共生領域

- ⑫ 生物多様性の保全に資する科学的知見の充実や対策手法の技術開発
- ⑬ 生態系サービスの持続的な利用やシステム解明

安全確保領域

- ⑭ 化学物質等の包括的なリスク評価・管理の推進
- ⑮ 大気等の環境管理・改善のための対策技術の高度化及び評価・解明
- ⑯ 水・土壌等の環境管理・改善のための対策技術の高度化及び評価・解明

福島復興再生基本方針
(令和5年7月閣議決定)

環境創造センター中長期取組方針
(令和7年3月環境創造センター運営戦略会議)

気候変動適応法(平成30年6月公布)

気候変動適応計画(令和5年5月閣議決定)

第6期中長期目標・計画

- ① 研究成果の社会実装の強化、社会変革への挑戦
- ② 分野横断的な課題解決のための統合的な研究開発
- ③ 長期的・政策的視点からの“不変の原点”
- ④ DX・オープンアクセスの抜本的推進

分野研究

気候変動・適応

資源循環

自然共生

安全確保

地域協働/社会協働

研究プログラム

脱炭素・資源循環・自然再興の早期実現
に向けてシステムチェンジを加速する研
究プログラム

自然を活用した解決策(NbS)の実装と
展開に向けた研究プログラム

水・大気・土壌の媒体を横断する環境汚染
に伴う人や生態系への新たな脅威の包括
的把握・解決を目指す研究プログラム

衛星観測に関する事業

エコチル調査に関する事業

(使命)

国立研究開発法人国立環境研究所は、我が国の環境科学における中核的機関として、地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及び整備その他の環境の保全に関する調査及び研究を行うことにより、環境の保全に関する科学的知見を得、及び環境の保全に関する知識の普及を図ることを目的とする。

(現状・課題)

◆強み

- 設立以来、継続的に蓄積された研究成果と環境問題の広がりによって必要な様々な分野を含む研究体制を構築してきた結果、観測・計測、現象解明に関する研究から、影響の評価、問題の同定・解決・緩和・適応のための方策の提示まで、幅広い環境研究に学際的・総合的に取り組むことが可能。
- 設立以来培ってきた、地方公共団体の研究機関含む広範な研究ネットワークが存在。

◆弱み・課題

- 扱う課題が複雑化・多様化する中、政策貢献・社会貢献を通じた社会実装など、社会とより近いところでの研究展開にも応えるため、長期的な視点に立った人的リソースの確保・育成が課題。

(環境変化)

- 人類は気候変動、生物多様性の損失、汚染という3つの深刻かつ世界的な環境危機に直面しており、これは人類の活動が、地球の環境収容力を超えつつあり、自らの存続の基盤である環境、自然資本の安定性を脅かしつつあることを示している。
- 環境・経済・社会の統合的向上の高度化に向け、ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブ等といった個別分野の環境政策を統合的に実施し、相乗効果やトレードオフといった分野間の関係性を踏まえ、環境負荷の総量を減らし、経済社会の構造的課題の解決にも結びつけていく。
- 複雑化する環境・経済・社会の課題を横断的に解決するためには、自然科学のみならず人文・社会科学をも含めた多様な「知」の創造とこれらの知の総合的な活用(「総合知」の活用)、さらにはこれらを担う人材育成が必須である。

(中長期目標)

- 第5期中長期目標期間の「8つの基礎・基盤的取組」と「8つの戦略的研究プログラム」を発展的に一体化した研究の柱となる4つの分野研究(気候変動・適応、資源循環、自然共生、安全確保)と、地域社会の関係主体と協働してより統合的・実践的な取組を推進する分野研究(地域協働/社会協働)を設定し、基礎・基盤から応用的研究(プロジェクト型研究)までを一体的に推進することでつながりを強化する。
また、長期モニタリング観測/環境試料の長期保存などの知的研究基盤の取り組みは、分野横断的に実施する。
- ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブの統合化など、分野横断的かつ総合的な取り組みを必要とする研究課題への対応として、新たな「研究プログラム」において、複数分野からの研究参画を得て、新たな時代の要請に対応する研究を戦略的に推進する。
- 環境・経済・社会の多岐にわたる情報の統合的解析及びAI研究を含むデータサイエンス研究を推進し、並びに、国内外の関係研究機関等とのデータ連携を推進する「環境研究共創拠点」を構築する。
- 研究から成果活用、社会還元や社会実装までの一体的実施に向け、研究成果の最大化に必要なリソースの確保や人的リソースの確保・育成にも努め、中核的研究機関としての国内外機関及び関係主体との連携を組織的に推進する。

国立研究開発法人国立環境研究所に係る評価軸及び評価指標等

	評価軸	指標
<p>第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 環境研究に関する業務</p> <p>(1) 重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の推進</p> <p>統合型研究プログラム</p>	<p>○課題に対して十分な取り組みが行われ、成果が得られているか</p>	<p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な研究開発成果 ・課題に対する取組の進捗状況 ・外部研究評価委員会からの主要意見 ・外部研究評価における評点 等
<p>(2) 環境研究分野それぞれを中核とした研究・技術開発の戦略的推進</p> <p>ア. 各分野における研究・技術開発の戦略的推進</p>	<p>○環境問題の解明・解決に資する科学的、学術的な貢献が大きい</p> <p>○環境政策への貢献、またはその源泉となる成果が得られているか</p> <p>○事業的取組は計画に沿って主導的に実施されているか</p>	<p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な研究開発成果 ・外部研究評価委員会からの主要意見 ・外部研究評価における評点 等 <p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境政策への貢献状況 ・事業的取組の実施状況 ・外部研究評価委員会からの主要意見 ・外部研究評価における評点 等
<p>イ. 知的研究基盤の整備に関する取組</p>	<p>○各分野における重要課題に対して十分な取り組みが行われ、成果が得られているか</p> <p>○知的基盤整備における実施事項は十分な独自性を有し、高い水準で実施されたといえるか</p> <p>○事業的取組は計画に沿って主導的に実施されているか</p>	<p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な研究開発成果 ・課題に対する取組の進捗状況 ・外部研究評価委員会からの主要意見 ・外部研究評価における評点 等 <p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業的取組の実施状況 ・実施内容の学術的水準・規模 ・実施内容の希少性 ・外部研究評価委員会からの主要意見

	評価軸	指標
		<ul style="list-style-type: none"> 外部研究評価における評点 等
(3) 国の計画に基づき中長期目標期間を超えて実施する大型事業の着実な推進	<ul style="list-style-type: none"> ○計画に沿って主導的に実施されているか 	<p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施の状況 外部研究評価委員会からの主要意見 外部研究評価における評点 等 <p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> プロダクト配布システム登録ユーザー数 プロダクト等の配布件数 追跡率（現参加者／出生数） 等
(4) 国内外機関との連携の強化及び政策貢献を含む社会実装の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○中核的研究機関としての役割を發揮しているか ○様々な主体との連携・協働は適切に実施されているか ○環境政策への貢献、成果の外部機関への提供、知的財産の精選・活用など、研究成果の活用促進等に適切に取り組んでいるか 	<p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 誌上発表、口頭発表の状況 大学、企業、他研究機関との共同研究の実施状況 職務発明の認定件数、知的財産の保有状況、特許等の実施状況 国内外機関と人材・施設・情報・データ・知見等の連携状況 成果の集積、情報基盤の構築状況 外部機関との共著率 国際機関等の活動への参加・協力 学術的な会議や学会等での活動・貢献状況 環境政策をはじめとした政策貢献の状況 等 <p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 誌上・口頭発表件数 共同研究契約・機関数 地方環境研究所等との共同研究数 協力協定数・大学との交流協定数 大学の非常勤講師等委嘱数 客員研究員等の受入数 外部からの研究者・研修生の受入数 一般向け講演・ワークショップ等の数 招待講演数 誌上・口頭発表・研究業績等に対する受賞数 各種審議会等の委員数 等

	評価軸	指標
<p>2. 環境情報の収集、整理及び提供等に関する業務</p> <p>(1) 環境情報の収集、整理及び提供</p> <p>(2) 広報・アウトリーチ活動</p>	<p>○環境の状況等に関する情報や環境研究・技術等に関する情報は、適切に収集、整理され、わかりやすく提供されているか</p> <p>○研究成果を適切に発信しているか</p> <p>○公開シンポジウム、見学受入れ、講師派遣等に適切に取り組んでいるか</p>	<p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地理情報システム (GIS) 等を活用するなどした、わかりやすい方法での提供状況 ・環境に関する情報発信・提供に関する状況 等 <p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報発信の取組状況 ・イベント等への取組状況（オンラインを含む） 等 <p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境に関する情報発信数（記事の公開、データセットの公開、メルマガの発信数を含む） ・機関リポジトリからの公開コンテンツ数 ・研究データへの DOI 付与数 ・プレスリリース件数 ・HP からの公開コンテンツ数・SNS 投稿数 ・メディア露出数 ・研究所の施設公開など主催イベントの開催状況・参加者数 ・公式 SNS アカウントの登録者数 ・講師派遣等の状況 ・研究所視察・見学受け入れ数 等
<p>3. 気候変動適応に関する業務</p> <p>(1) 気候変動適応推進に関する技術的援助</p> <p>(2) 気候変動適応に関する調査研</p>	<p>○適応に関する情報基盤として適切に関連情報の収集・整理・提供がなされているか、また地方公共団体等への技術的援助が適切になされているか</p> <p>○適応に関する研究開発が適切になされているか</p>	<p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体による気候変動適応策に対する技術的援助等の状況 ・気候変動適応情報の分かりやすい方法での提供状況 ・研究開発の実施状況 ・外部研究評価委員会からの主要意見 ・外部研究評価の評点 等

	評価軸	指標
究・技術開発業務		<p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体や地域気候変動適応センターへの技術的援助（研修等の開催、講師派遣、各種審議会等への委員としての参画、質問に対する情報・教材等の提供、計画等への助言、共同研究の実施等）の件数 ・主催したイベント、講師派遣した講演会等の参加人数 ・新たに収集・整理し、気候変動適応情報プラットフォーム等に掲載した情報の発信件数（A-PLAT、AP-PLAT、SNS 発信数等） ・気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT、AP-PLAT 等）へのアクセス数 ・誌上・口頭発表件数、研究データの報告件数 等
<p>第4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 業務改善の取組に関する事項</p> <p>(1) 経費の合理化・効率化</p> <p>(2) 人件費管理の適正化</p> <p>(3) 調達等の合理化</p>	<p>○経費節減に適切に取り組んでいるか</p> <p>○給与水準の適正化等は適切に実施されているか</p> <p>○調達等の合理化は適切に実施されているか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業務経費及び一般管理費の削減状況等 ・給与水準の適正化のための取組状況 ・国家公務員と比べた給与水準の状況（ラスパイレス指数） 等 ・内部監査・契約監視委員会等の点検・見直しの状況 ・関連公益法人等との契約状況（件数・金額） 等
2. 業務のデジタルトランスフォーメーション（DX）に関する事項	○情報技術等を活用した各種業務の効率化は適切に実施されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・各種情報システムの整備及び運用管理の状況 ・安全かつ適切なAIの利活用状況 等
第5 財務内容の改善に関する事項		

	評価軸	指標
(1) バランスの取れた収入の確保	○自己収入は質も考慮した適切なバランスで確保されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・競争的外部資金、受託収入の獲得状況 ・自己収入全体の獲得額、競争的外部資金等の獲得額及び受託収入の獲得額(外的要因による変動を考慮した)の状況 ・競争的外部資金、受託収入の獲得額の所属研究者数に対する割合 ・競争的外部資金、受託収入の獲得件数の所属研究者数に対する割合 等
(2) 保有財産の処分等	○保有資産について継続的に自主的な見直しを行っているか	<ul style="list-style-type: none"> ・研究所における大型研究施設や高額な研究機器に係る現状把握及び見直し等の状況 等
第6 その他の業務運営に関する重要事項		
1. 内部統制の推進		
(1) 内部統制に係る体制の整備	○内部統制システムは適切に整備・運用されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の長のトップマネジメントによる法人の改善状況 ・内部統制委員会の設置等内部統制システムの整備・運用状況 ・内部統制に関する研修等の実施状況(受講率) 等
(2) コンプライアンスの推進	○コンプライアンスは確実に実施されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス委員会の取組状況 ・研究不正・研究費不正使用防止のための取組状況(研修受講率) 等
(3) 研究セキュリティ・研究インテグリティの確保	○研究セキュリティ・研究インテグリティの確保に係る取組は適切か	<ul style="list-style-type: none"> ・利益相反マネジメント委員会の取組状況。 ・研究セキュリティ・研究インテグリティの確保のための取組状況(研修受講率) 等
(4) 情報セキュリティ対策等の推進	○情報セキュリティ対策は適切に実施されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・情報システム脆弱性診断及び情報セキュリティ監査実施状況 ・情報セキュリティ研修、自己点検の実施状況 等
	○個人番号及び特定個人情報を含む保有個人情報等を安全で適切に管理しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号及び特定個人情報を含む保有個人情報等管理の取組状況 等

	評価軸	指標
(5)PDCA サイクルの徹底	○PDCA サイクルを徹底し、業務の進行管理を適切に実施しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・階層的な所内会議等を活用した進行管理や評価、フォローアップ等の実施状況 ・研究業務に対する研究責任者の研究内容の調整・進行管理の実施状況 ・研究評価や助言会合の実施状況 ・外部の専門家による研究評価・助言を受けた対応状況 等
(6) リスク対応のための取組の推進	○業務実施の障害となる要因の把握と対応体制等の整備は適切に実施されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理体制の整備・運用状況 等
2. 人事の最適化		
(1) 優れた人材の確保	<p>○クロスアポイントメント制度や年俸制の導入への取組が実施されているか</p> <p>○研究活動に関する人材の採用・活用は適切に実施されているか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・クロスアポイントメント制度の導入・運用状況 ・年俸制の導入・運用状況 等 ・常勤職員の採用・活用状況 ・研究系契約職員の採用・活用状況 ・客員研究員等、外部の研究者の活用状況 等
(2) 若手研究者等の能力の活用	○所内人材の職場環境整備は適切に実施されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人研究者に係る職場環境整備の状況 ・男女共同参画等に係る職場環境整備の状況 等
	○所内人材の研究能力開発は適切に実施されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・人材活用方針に基づく取組の実施状況 等
(3) 管理部門の能力向上	○管理部門における事務処理能力の向上等は適切に実施されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・研修等の実施状況（受講率） ・管理部門における高度技能専門員等の活用状況（人数） 等
(4) 適切な職務業績評価の実施	○職務業績評価等能力向上のための取組は適切に実施されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・職務業績評価の実施状況 等

	評価軸	指標
3. 施設・設備の整備及び管理運用	<p>○施設・設備の整備及び維持管理は適切に実施されているか</p> <p>○研究施設の効率的な利用の推進等は適切に実施されているか</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施設・設備の維持管理の状況 施設・設備に関する計画的な整備・改修・保守管理状況 等 スペースの効率的な利用に向けた取組状況 等
4. 安全衛生管理の充実		
(1) 職員の健康保持増進	○健康管理は適切に実施されているか	<ul style="list-style-type: none"> カウンセリングの実施状況 保健指導の実施状況 健康診断の実施状況（受診率） メンタルヘルス対策等の実施状況 等
(2) 危機管理体制の充実	<p>○作業環境は適切に確保されているか</p> <p>○所内教育は適切に実施されているか</p>	<ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生法に基づく作業環境測定の実施状況 作業環境における放射線量の測定状況 等 実験に伴う事故・災害の発生を予防する教育訓練等の実施状況（参加率） 労働安全衛生に関するセミナー等の実施状況 等
5. 業務における環境配慮等	○業務における環境配慮の徹底・環境負荷の低減は適切に実施されているか	<ul style="list-style-type: none"> 環境配慮の徹底による環境負荷の低減等の状況（環境報告書の作成・公表、環境マネジメントシステムの運用状況） 等